

人口と世帯

男 2,294
女 2,462
計 4,756
世帯数 1,135
50.3.1現在

と
広報さい

50. 3. 14

No. 117

編集と発行

佐井村役場

民生相談課

印刷

協同印刷



議会特集

第4回定例議会

昭和四十九年度一般会計

補正予算外十一議案可決

昭和四十九年度第四回佐井村議会

定例会は去る十二月十六日招集され、会期を十九日までの四日間と決定。村長提出議案十一件、議員提出議案一件を上提、提案理由の詳細説明があった。十八日、十九日（午前）は一般質問を行ない、十二議員が登壇、当局の施政を質した。十九日（午後）は議案の質疑、討論、採決を行ない、全議案原案通り決し、閉会した。

会期日程

及び概要

○第一日目十二月十六日（火）
全員出席

議長午前十時二十分開会宣告
会期を十二月十六日から十二月十九日までの四日間と決定、会議録署名議員に石沢多佳樹、松沢勝雄両議員を指名した。次に提出議案について提案理由並びにその概要について詳細説明があつて午前十一時三十分散会し、午後一時から議案熟考を行なつた。

○第二日目十二月十七日（水）
議案熟考のため休会

○第三日目十二月十八日（木）
出席議員十四名

午前十時十分再開、一般質問を行なつたが通告順に従い吉田、奈良、石沢、内藤、横浜、大石、松沢、奥本の八議員が登壇、当局の施政を質し、答弁がなされ午後三時三十分散会した。

○第四日目十二月十九日（金）
全員出席

午前十時再開、前日に引続き一般質問を行なつたが、通告順に従い大畑、川畑、長後、西村の四議員が登壇、当局の施政を質し、答弁がなされた。午後から議案について順次質疑、討論、採決を行なつたが全議案原案通り決し四日間に

於けるすべての案件を議了し、閉会を宣告して終了した。

村長、提出

議案を説明

◎議案第五十七号

佐井村保育所設置条例の一部を改正する条例

佐井村保育所は定員児童数九十名をもって運営して来ましたが、数年来漁業や建築業の主婦の稼働人口が増加しており、保育に欠ける児童が三十名余りになりましたので主婦の稼働を容易ならしめるため定員増について県に要望しておりましたがところ認可になり百二十名の定員に改めるものでございます。これが受入れ態勢についてはすでにご承知の通り保育所の増築を行ないこれに伴う起債も調達出来ている訳です。

◎議案第五十八号

佐井村特別会計条例の一部を改正する条例

本案は土地取得交付金の条件に基づいて制定されている佐井村土地開発基金条例第六条に定めてある運用益金の整理のために現行特別会計の国民健康保険事業特別会計、簡易水道事業特別会計に更にこの土地取得事業特別会計を加えるものです。

◎議案第五十九号

佐井村固定資産評価審査委員会
員選任について同意を求める件
本案は十二月十八日をもって任
期満了になる川畑栄一氏を再任す
るものです。

◎議案第六十号
昭和四十九年度佐井村土地取得事
業特別会計予算
政府では地価の高騰によって公
共用地の取得が地方自治体の財政
上極めて重大な問題となつてい
ることを重視して土地取得交付金制
度をもつて自治体に対し財政措置
を講じているものでございます。

これに伴つて土地開発基金の運
用による土地の購入等を行なうた
めの歳入歳出予算を一千四百十
万円にするものです。

◎議案第六十一号

昭和四十九年度佐井村一般会計補
正予算
既決予算額五億七千五百八十八
万円に二千五百七十九万円を
追加するものでございます。歳入
の主なるものは、特別交付税一千
四百六十七万三千円、国庫支出金
は保育所負担金八十万円、村道西
海岸線災害復旧事業費負担金百四
十四万四千円、県支出金は児童福
祉費十万円、へき地保育所補助金
の減二十七万五千円、これはへき
地保育所が十二月を以つて閉鎖の
ため生じた補助減でございます。

老人福祉費のカラーテレビ等の減
三十一万六千円、これは県査定段

階に於いて削除になつたのでこれ
に伴つて事業の縮小をした訳で
あります。農林水産では野平、原
田地区の大根、肉用牛を主とした
高能率生産用地事業指定調査費補
助金六万二千円、農協合併利子補
助金一万五千円、国費県費との財
源調整による原田漁港整備事業補
助金の減二百九十三万三千円、観
光地用空罫プレス補助金減七万五
千円、これは事業未執行による減
でございます。選挙委託金五十四
万円等で減額は二百九十六万三千
円となつております。財産収入は
教員住宅使用料四十万円、県道敷
地売払収入三百二十五万五千円、こ
れは「かもしかライン」中、佐井、
川目間の公共事業実施に伴なうも
ので、これに対応する金額が歳出
に現われております。諸収入は預
金利子五十万円、肉用牛振興貸付
金収入四百万円、村債は県営飲用
水供給事業負担金減五十万円、道
路整備の大沢線五十万円、谷地町
緑町線百五十万円、村道西海岸線
災害復旧百五十万円、保育所整備六
十万円等でございます。

境整備組合負担金減三十八万九千
円、簡易水道事業特別会計繰出金
三百八十八万八千円、医療センタ
ー負担金八万五千円で三百五十二
千円。労働費は一般旅費及び負担
金で七万五千円。農林水産業費は
高能率生産団地事業事務費十二万
四千円、農協合併に伴なう利子補
給二万二千円、国有林野借上料二
万八千円、これは原田地区の国有
林開放に伴なう分でございます。
肉用牛振興貸付金四百万円、これ
は年度内貸付でございます。山振
特対事業計画の中磯谷漁港及び大
沢導船溝測量委託費百五十万円、
村管理漁港航空写真委託料二十六
万円、福浦支所移転補償五十万円
等で二百九十八万三千円となりま
す。土木費はベアに伴なう職員の
給与費百三十三万円、管内地図二
万五千分の一を二十万円、除雪経
費七十二万二千円、緑町線整備五
十五万円、道路敷地購入費二百七
十八万三千円、これは「かもしか
ライン」中、佐井、川目間の歳入
に対応するもので、その他に立木
補償費三十四万二千円となつてお
ります。又和山線、台場線並びに
大沢、台場線電柱移転等の補償費
七十五万円で六百六十七万七千円。
消防費は広域消防本部費負担金五
十万円、佐井分署費三百四十六万
三千円、無線施設費二百万円、非
常備消防費の旅費等十二万五千円
で六百八十八万八千円。教育費は火災

保険料の組替えによる五十五万七
千円の減、車借上料、大間高校通
学生用バス待合室建設費負担金二
十二万九千円、灯油価格の高騰に
伴なう小中学校の燃料費百二十二
万五千円等で九十万七千円となつ
ております。災害復旧費は村道西
海岸線事業費二百六十一万五千円
です。

◎議案第六十二号

昭和四十九年度佐井村国民健康保
険事業特別会計補正予算
既決予算六千八百七十三万二千
円に四百八十三万一千円を追加す
るもので歳入は国保税三万一千円、
財政調整基金の繰入金七百七十
万円、繰越金の減二百九十万円であ
ります。

歳出は賦課徴収費の一部事務組
合負担金三万一千円、医療費の値
上りに伴なう療養費補助四十万円、
高額療養費八十二万円と更に今後
の給付を考慮して予備費三百五十
八万円を計上したものです。

◎議案第六十三号

昭和四十九年度佐井村簡易水道事
業特別会計補正予算
既決予算一千七百八十七万八千
円に三百八十八万八千円を追加する
ものであります。歳入は一般会計
繰入金三百八十八万八千円。歳出は
職員給与増額等に六十四万二
千円、給水施設維持管理費百五十
四万六千円、受託事業費九十二万
円、予備費に七十万円を計上した

ものです。

◎議案第六十四号

災害復旧工事請負契約について
本案は去る十二月九日執行の入
札結果一千万円で竹本建設代表者
竹本善男氏と仮契約しております
ので地方自治法第九十六条第一項
第五号の定めにより提出するもの
です。

◎議案第六十五号

職員給与に関する条例の一部を
改正する条例
本案は人事院勧告に基づく職員
のベースアップに関する給与条例
の改正です。

◎議案第六十六号

村道路線の認定について
これは野平中央線に関連いたし
ます路線を村道に編入して正規の
路線改良を行ないたい所存です。

◎議案第六十七号

佐井村教育委員会委員任命の件
教育委員は、ただ今一名欠員中
でございます。従つて三上敏氏を
最適任と考慮して提案した次第で
す。

議員 (奈良) 提出議案

◎意見書案第八号
失業保険制度改正反対に関する意

見書提出について

吉田 順一 議員

一、幼稚園の設置と諸要望施設のための敷地関係について



保育所が
増築されま
して入所希
望の増加に
伴う問題
は解消され

たものの年々増額される保育料に頭を痛めながらも幼稚園と保育所と混同して考えている家庭が多く五、六才児の入所希望が多いのもその一つの現われであると思われま。幼稚園設置を考えます時に増築までされた保育所との児童数又、幼稚園児の午後の時間の問題等、関係が生じてくる訳ですが保育所から小学校までの一連の機関に於いて重要な幼児教育についてその施設あるいは敷地等お考えになつてはいる計画をお伺いします。尚、いつの機会にも質問されてきましたが、幼稚園あるいは体育館、遊園地更には郷土博物館を中心にした観光公園、共同墓地等その施設の要望は十指に余るものがございます。これを設置するには何と言つても敷地が最も難問題であります。土地価格の高騰、インフレ、物価上昇等、悪条件の中で適地があつてもなかなか容易でないこと

は当然でしょうが、一つ一つの要望の解消のため長期展望の計画を立てられていると思ひますのでその施策をお伺いします。

二、出稼者の現況と職場開拓の必要性について

出稼が叫ばれてからすでに十数年たつております。産業界の不況を反映して九月には大手電気メーカー「東芝」が「毎年二千人を受け入れてきた季節工の採用を今年度は全面中止する。」と発表、同じように日立が後を追ひ大手の繊維メーカーも次々季節工シャットアウトを宣言、更には高い負債額を背負い倒産した会社はすでに一万以上になつております。出稼を

村政に対する一般質問と答弁

残業が殆んどなく早目に帰省し、様相は全く一変していると報じられております。県内の各職安は現地選考会を開き続けているようです。最近、失業者が増加し、特に今年のような極度の漁業不振にあえぐ当村では住民生活の最も大きい収入源につながる問題であり、先行きが非常に憂慮されると同時に積極的な打開策が期待される訳です。当村の出稼者の実態と職場開拓についてその積極的な対策をお伺いします。

ダンブカーがこの駐車場に入つてからすでに二ヶ月、例え自己負担が少なく購入された車であってもそれなりの必要性に依じて購入したものであれば普段の維持管理が最も肝要であると思われま。ご覧のように潮風、潮ざりをかぶり放題の青空駐車では車の痛みも早く、全く必要性が疑われるような現状です。車庫の設置、運転手の配置等についてお考えをお伺いします。

四、公民館の運営体制について
今年の春、公民館長は公民館活動を強化するため各部落の福祉会館あるいは集会所を公民館分館として発足、振興センターを公民館本館として活動の充実を図りたい意向を示されておりました。しかしその後一向にその進展が見られておりませ。振興センター管理者と話し合いを重ねているでしょうか。日曜、祭日、長期休になるのと小、中学生がよくセンターを利用しますが指導者のいないままのセンター開放は事故につながり、その場合の責任問題等があり、再三学校側にもそれなりの注意、要望をしているようです。これが公民館であれば公民館運営上の使用

規定などを設け体育館導員の指導のもとに健全な使用が出来るものではないかと考えている。一日も早く公民館運営体制の充実を図りたいものと思ひますので公民館長の構想をお伺いします。

五、広域行政一部事務組合の先行きについて
広域消防、環境整備、医療センター、精薄等一部事務組合設立当初は大きな期待をもち又、それなりに住民福祉生活に貢献してきておりますが、最近の状況を見るに総需要抑制に伴ない交付税は勿論、事業面にもかなりの圧迫を受けて

六十二坪程度のもが必要になつてきます。建物も現在の物価から考えると百八平方メートルの物が要求され、大体

八百万円程度必要ではないかと思ひます。財政的な裏付けがなければ直ちにと申す訳にはいかないので、吉田議員も現在の村財政の内容から申して充分ご存知のことと思ひますのであえて詳しく申しませ。しかし一面全村的な視野から考えますと本村はともかく各部落の小、中学校の状況を見ると義務教育の体育関係あるいは児童生徒の保健上の立場から見てもどここの地域の小、中学校に於いても学校自体の運動場さえもまだ整備されていないような状態でございます。これも義務教育の設置義務

村長答弁



第一点の幼稚園の問題でございます。幼稚園の必要性は人間教育

の完成のためには重要な機関であることは私も痛感しております。従つてこれの実現を秘かに考えておりますが、土地関係に於いては幼稚園の一般基準によると大体百

者としての村長としてどうしても先ずこの点を解決していかねばいけません。従ってご要望に対して恐縮ではございますが全村的視野から言つて優先しなければいけないものがあるのではないかと考えております。幼児教育についてはご協力によりどうにか定員百二十名まで引き上げることが出来、従来不自由な運営から一歩抜け切るような状態になりましたことは感謝に絶えないところでございまして皆様のご協力に対して心から敬意を表したいと存じます。これを基盤にしてここ数年間は幼児教育の分を担当していきたいと考えております。尚、実施の段階にはどうしても土地の取得が必要でございまして。土地の先行取得の方法は最近政府でも地方公共団体の土地の必要性に着眼して公有地整備の資金を交付しております。それと自己資金あるいは政府の財政投融资等を考えて出来るだけ早く実現するように努力いたしますが皆様のご協力を期待申し上げます。

次はダンプカーのことですがご説の通りでございます。敷地それから資金の目標をつけて近いうちに建設の予定です。管理上あるいは機械操作上から言つてどうしても庁舎の近隣でなければいけないので、この敷地の一部に建てざるを得ないのではないかと考えております。大体五十坪程度でもつてダンプとブルドーザーを収納したいと考えております。尚、これに関連して人事の問題ですが、当面の問題として現在の役場職員の仕事の活用し、時により臨時雇用の形でもつてやりたい。機材の保全の関係から言うと専属の運転手を配属させるのが本当でございますが、止むを得ずそのような方法で運営して参りたいと存じます。これらのことについてお気付きの点がありましたら卒直にお話し下さいますとそれに対処し、是正しながら運営していきたいと考えております。

それから広域行政関連の一部事務組合の問題でございまして、四組合に加入しております。加入の動機は議会の賛同をいたいただいてそれぞれの目的上、是非必要と云うことで加入したのでございまして、卒直に申して四十九年度の財政負担は七千五百万円程度になっております。最もこの中には消防関係のタンク車、無線等の負担金いわゆる臨時的なものもございまして。又、医療センター関係では基幹病院いわゆるむつ病院の拡充のための起債負担もございまして。又、し尿処理関係では従来の施設が満杯になり現在生捨てしているような状態であり、それに対処するため施設の拡充に対しての負担金がございまして。これには六ヶ所を加入させることにしたので当初よりはやや減少しておりますが、いずれにしてもそのような臨時的な経費も含んでいる訳です。それで経費が多くなつたためにそれではどの事務を切り捨てるべきかと言ふことになると四組合ともそれぞれ市町村が行なわなければならぬ事務の一部になっておりますのでこれを切り離して独自の立場から運営すると言ふことは到底出来ない状態でございます。又、負担方法については議員の中からそれぞれれの組合の議員として出席いただいておりますが決して不公平な負担と言ふ恐れは全然ございません。いわゆる社会的な必要性に伴なう支出でございまして、どうにもいたし方のないような感じを持つております。最も各町村間に於いてはこの負担増に対しての節減方法として四組合を一つの事務組合に合併したらいくらかでも節約出来るのではないかと云う方になってきております。これらの案が煮詰まると皆さんのご審議を頂戴しなければならぬのですが、その間は一応現在の体制で止むを得ないのではないかと考えております。ご配慮に対して心から感謝の意を表します。

助役答弁

ご指摘ありましたように全く出稼者の現況は有史以来と申しました。ようか、私もかつて経験したことのない程の厳しさでございまして。文書で解雇通告があつたのは一カ所ではございますが、今までは高賃金で知られている日本舗道なども引き上げの時期が非常に早まつております。ひしひしとそのような厳しさが膚で感じられて参りまして対策協議会としても非常にこの点は苦慮しているのが現実でございまして。現況はそのように全くかつて経験したことのない厳しさでございまして、しからばそれに対処する対策と言ふことになるかと云うことが出てくる。大きな問題だと考えております。古くてそして新しくしてそして最も緊急である地場産業の振興と言ふことに如何に取組むべきか、私達の考えの中には又、高齢層の出稼者の中には「もう出稼も出来ないし、炭を焼いた技術を持つていないから炭を焼きたい。」そんな意見もございまして、それら一つ一つ小さな問題から取り上げて一人でも二人でも地元に残つて仕事が出る体制に取り組みたいと考えております。関連して「なめこ」「炭焼き」などに何かもつと工夫し、それに働かせ米が食べれるものに



つながつていかぬかどうか、それはごく零細なことでありまして、うが、ヒバ等による民芸品も米のたしにはならないものだろうか。又、コンブ、わかめ、コウナゴと云うような水産物も第一次加工でなく第二次加工等に漁業協同組合とも協議し合いながら村の大きな一つの地場産業振興の軸として考えられないものだろうか、そのようなことを対策として考えておりますが、一人対策協議会のみならず、それは全村民ご協力のもとに真剣に明日からでも取り組まなければならぬ大きな問題だと考えております。職場開拓については四割、五割位の出稼者が帰つて来るとは思いますが、冬型の方が帰つた時点で於いて年末といわず年始といわず協議を重ね、又、リーダー達の意見も充分ふまえ、場合によつては対策協議会としても職場開拓のために事業場を歴訪すると云う考えも持つております。そう云うことでございまして、どうも議員の皆様におかれましては口はばつたいようでございまして、地場産業の育成を何からどう取り上げて行くかと云うようなことについて私達も出来るだけのことはいたいと思つておられますので格段のご協力をお願い申し上げます。

公民館長答弁

公民館の運営体制について春に



公民館長はこのような形で進めた

いと云うよ
うなことで
あったが、
その後さつ
ぱり進展し
ないのでは
ないかとのご指摘がありました。おつしやる通りその歩みは一時ス
トップの状態でありまして。このこ
とについて教育長として答弁申し
上げます。ご了承願いたいと思
います。実は公民館は建物でなく人
の組織態勢を先ず作るべきだと云
うことで四十八年度の十二月段階
で社会教育審議委員の方々へ意向
をもらいました。そこで早速地区
に於いてそのような態勢で進めよ
うと云う盛り上がりも出て参った
訳です。そのような実態の中で、
それでは四十九年度当初からこの
組織態勢の基に進めたいと云うこ
とであったがその進み具合が全
く思うようになりません。今日に
至った訳です。そこで今後のあり
方としてただ今設置してあります
条例の改正をお願いして人の態勢
の形をとりあえず整えたい。建物
の利用につきましては管理者との
関連がございます。これをはつき
り公民館の施設、建物として利用
と云うことになる管理運営につ
いて非常に大きな経費が必要かと
思われます。私はそれについては
村の施設と云うことで運営出来る

るのではないかと考えます。あくま
でも人の態勢をもう一度発足し直
した方がいいだろうと云う考えの
基に実は今議会にお願ひしようと
思っておりましたが条例の検討が
遅れましたので次の三月定例会で
お願ひしようと思っております。
非常に問題点からはずれたような
答弁だと思いますがご了承願いま
す。

再質問

この後、関連された質問が角度
をかえた見方で行なわれるよう
ので再質問はいたしません。た
だ村長、助役、公民館長は明年度
の施策に積極的に盛り込んで対処
いたしていただくよう要望して終
ります。

奈良兼太郎議員



一、肉用牛の振興について
先程助役が言われたように地場
産業育成と
云う意味を
もつて佐井
村農業振興
計画の中に
肉用牛の育
成が取り上げられております。私
は肉用牛の今年度の肥育、繁殖農
家を問わず価格の暴落について村
は重大な関心を持っており、その
ないかと思っております。生産者
が安く売ったならば消費者も安く

食べると云うことであれば我々も
納得するのです。生きたものが安
くて死んだ肉が肉屋へいけば依然と
して同じ価格で売られている。一
体これはどうなっているのかと痛
切に感じる訳です。それで私は昨
年度と今年度と繁殖農家として子
牛の価格の差を申し上げて参考に
したいと思っております。昨年度は百五
十kgから二百kgの子牛、これは雄
の場合ですが平均二十七、八万円
から三十二、三万円です。雌は三十八
万円、ところが今年はどうかと云
うと雄が五万五千円、雌が九万九
千円、そして昨年度の十一月はフ
スマ二十kg入れが八百円、それか
ら飼料が八百五十円、ところが今
年はどうかと云うと同じ二十kg詰
めでフスマが千四百円、飼料が千
四百五十円、こう云うように値段
が上がっている訳です。売るもの
が安くて飼料が高い。そう云う現
況でございますので、今肥育農家
は一番困っている訳です。今年の
牛の売上げ代金は雌二十頭、雄三
十六頭計五十六頭で三百七十六万
円、それで今年度農家が支払わな
ければならない代金は放牧料、種
付料これを含めて八十九万四千五
十円、今年度は県から貸付を受け
たその返済時期でございますので、
その牛の代金は三百五十四万一千
八百円になる訳です。今年度支払
う子牛の代金三百五十四万一千八

百円はどうか支払いは終りまし
たがこれから支払わなければなら
ない放牧料、飼料代等約四百万円、
これに對してはどうにもならない
現況でございます。今まで肥育さ
れた人は様々助成、育成されて参
りましたが、今ここで放置するな
らば今まで助成、育成した効果が
水泡に帰するのではないかと考え
られます。青森県に於いては肥育
農家に対して二年据置き五年償還
でもって資金の貸付が決定された
と報じられております。しかもそ
れが四%の利子補給、ところが我
が村のように繁殖農家に対しては
何の対策もなされておりません。
それで我が村としては繁殖農家に
對して飼料並びに放牧料の貸付、
利子補給を行なつて育成農家を助
成すべきではないかと考えます。
それについて村長の考えをお尋ね
します。

村長答弁

ただ今、係数に現われました通
りべらぼうな数字が生じた訳でご
ざいます。一応の対策として本議
会に二点、助成と云う程のもので
はないかと思ひますが、ご協力の
意を表するものを計上しておりま
す。今後の対策については県の出
方を見ながら対処したいと思いま
す。生産者と村とが新しい産業の
めばえのために労苦を共にすると
云うような立場でもって臨んでい

きたいと存じます。昨日の新聞で
は県議会に於いて議員の質問に對
して北村副知事は「飼料需給度七
十%程度に満たない。そのために
は国有林の解放を基盤として考え
ていきたい。」と云うことを申し
ております。しかしこれは今の時
点から申しますと即効的な効果を
もつものではございません。将来
に期待する以外に方法がない訳で
す。生産者の皆さんともよく話し
合いをして本議会提案以外の点に
つきましても村として出来る範囲
内でご協力を申し上げたいと思
います。生産者の皆さんはこれを乗
り越えてこそきつと定着するもの
と考えます。その点奈良議員から
もよく激励されて今後のご協力を
期待します。

再質問

今回の予算の中に見られること
は貸付金でございますが、私のお
願ひしたいことは県でも肥育に對
して二十%の利子補給とある訳で
す。それでその貸付に對して村で
も利子補給程度はしていただきた
い。これを一つ何とか確約してい
ただくならば肥育農家は大きい助
かるのではないかと考えます。

村長答弁

努力いたしたいと思ひます。た
だここで確約することは議会軽視
になりますのでその点詰めたいと

思います。

石沢多佳樹議員

一、村長の政治姿勢について



松谷村政が
事勝ち抜き、
長選挙を見
てかつてな
い激しい村
政を考える時、増車については消
極的になると思われるので時には
自家用車を公用車として使用する
場合も考えられると思います。現
在役場職員中十九名が自家用車を
保有しています。そこでお伺いし
たいことは一般の自家用車を公用
に使用すべきものではないが、止
むを得ずして職員の自家用車を使
用した場合、このことについては
先般職員に対して通達がなされた
と聞いておりますが、先ず運転者
の旅費の計算あるいは交通事故等
の災害補償等で運転者の重大なる
過失による場合で相手方より災害
の補償を要求された時、又、相手
方の一方的な責任により被害を受
けた場合で先方に支払い能力のな
い時の損害の補償、これらについ
て当然村が負担すべきであると思
うがこのような場合の対応策とし
て規則なりを設定してはつきりす
べきと思うがこの点について運転
管理者である宮川助役の見解を問
いたい。尚、この場合の自家用車
使用命令権は誰にあるのか合せて
お伺いします。又、吉田議員から

昭和三十六年四月佐井村に於い

てかかつてな

い激しい村

長選挙を見

事勝ち抜き、

松谷村政が

発足して以

来今日まで三年九ヶ月、先ず原田

集会所を手始めに管内の各漁港は

勿論、道路、教育施設、社会福祉

事業、環境衛生設備等々数々の事

業を實行して参りました業績に対

し心から敬意を表するものであり

ます。しかしながらこれまでの事

業を實施する中に於いて、やかも

すれば消極的な予算の編成、その

結果年度内の事業が実行されず翌

年に繰越し、当初計画の予算金額

を大中に上まり、公費負担の増を

見るに至つた事実も二、三あつた

ように見受けられます。このよう

なことは例え理由はどうあれ住民

の側から見れば村長の政治手腕を

疑がわれることにもつながります

昭和五十年年度予算編成の時期をま

じかにせままっている折柄清潔な政

治をモットーにしている松谷村長

は綿密な計画の元に確実に事業を

施行し佐井村の発展と共に住民の

福祉利益のために渾身の力をふり

しぼり今一層の努力を望むもので

あります。

二、職員の自家用車と公用につ

て

現在、佐井村には何台かの公用

車がありますが、今後の村政を円

滑ならしめるためにも現在の台数

では不足であると言ふことはご承

知の通りであります。しかし村財

政を考える時、増車については消

極的になると思われるので時には

自家用車を公用車として使用する

場合も考えられると思います。現

在役場職員中十九名が自家用車を

保有しています。そこでお伺いし

たいことは一般の自家用車を公用

に使用すべきものではないが、止

むを得ずして職員の自家用車を使

用した場合、このことについては

先般職員に対して通達がなされた

と聞いておりますが、先ず運転者

の旅費の計算あるいは交通事故等

の災害補償等で運転者の重大なる

過失による場合で相手方より災害

の補償を要求された時、又、相手

方の一方的な責任により被害を受

けた場合で先方に支払い能力のな

い時の損害の補償、これらについ

て当然村が負担すべきであると思

うがこのような場合の対応策とし

て規則なりを設定してはつきりす

べきと思うがこの点について運転

管理者である宮川助役の見解を問

いたい。尚、この場合の自家用車

使用命令権は誰にあるのか合せて

も質問がありました。今年九月

ダンプの購入がなされております

これの使用目的及び運転手の配置

又、車庫の問題について再度村長

のご意見をお尋ねします。

三、スポーツ振興と体育施設につ

いて

私達の先輩が永々として築き上

げてきたスポーツの伝統、かつて

は全国大会、明治神宮大会、県内

に於いては県民体育大会、郡内

の各種大会、北通り一町二ヶ村、

管内ではかつて上磯連合青年団の

大会、中体連、少年スポーツ大会

等々数々の大会に於いて立派な記

録を今日に残してくれたその業績

を思う時、私達は佐井村の今日の

スポーツ振興の現状を満足して見

すごし出来ないのではありません

幸いにして青森県に於いては昭和五

十二年国民体育大会が開催を決定

し、これが成功をさせるべき県知

事を先頭に副知事、県教育委員会

等、県下総てのスポーツ団体が必

死になつて選手育成強化あるい

は各種競技の審判員の育成に全力

を投入している時でもあります。

この機会に当村に於いても各学校

の児童生徒の健全なる体力の育成

をはかると共に健康作りのため体

育施設の整備拡充に思い切つた政

策の手を差し延べるべき時ではな

いかと思います。又、村内の青少

年から老人に至るまでいつでも利

用活用出来る運動公園的な施設、

例えば野球場、テニスコート、陸

上競技場、屋内に於いては剣道、

柔道、卓球、バスケット等が年間

を通じてみんなが利用出来る屋内

体育館の建設計画を立てる時期が

来ているのではないかと申すが村

長の見解をお伺いします。又、各

種官庁いわゆるサラリーマン等に

於いてもここの二、三年のうちには

週休二日制が実施されることはご

承知のことと思ひます。レジャー

を健康的に過ごすと共に佐井村の

スポーツ人口の拡大を考える時、

私共体育協会に於いても五十年

の事業計画の中に村民全員参加

出来るような例え「歩け歩け運動」

を春秋二回実行すべく計画をして

おります。このようにして私達で

出来る範囲の協力を村民の健康と

スポーツに対してのご理解をお願

いしている現状であります。尚、

体育協会の一部門でありますバス

ケットチームにおきましては会場

を持たず大間町の体育館を借りて

練習試合している現状でもありま

す。これらの実態を理解し、来る

五十年には運動公園グラウンド、

屋内体育館を建設すべく土地取得

を積極的に進める計画を立てる考

えがあるかどうかご意見をお伺い

します。

先ず、へき頭過分なご評価をい

ただきまして誠に有難うございま

す。

した。又、その間に於いてのお気

付きの点もご指摘いただきまして

今後の村政運営の上から言つて貴

重なご意見と拝聴いたしました次第

です。ただ一言申し上げておきたい

ことは財政運営につきましましては

いささか消極的と言われるかも知

りませんが、一般財源の効率的な活

用は今まで充分計つて参つた筈で

ございます。殆んどぎょうこう的

ではございましたが、赤字財政を

覚悟して諸支出をし、結論的に言

うとい時期に断行したものと幾

分かは自負している点もございま

すので申し添えておきます。尚、

自動車管理のことについては先程

吉田議員のご質問に大略答弁いた

しましたが、この自動車は除雪対

策のものであります。最も名目は

そうでございますが、現在の佐井

村の環境整備事業と土木関連の仕

事が多いので名目的には除雪とし

て補助、起債等を求めたが、実際

運営については諸土木的な仕事に

も活用して参りたいと考えており

ます。その保管については先程も

申し上げました通り役場の広場の

一隅に五十坪程度のものを造り、

そこに格納したいと考えておりま

す。これはすでに設計段階を終り

ております。財政裏付けについて

もある程度の対策は具体的に考え

ておりますので申し添えたいと思

います。運営については事業の内

村長答弁

容が経常的なものが少ないのでケースバイケースでもって運営していかなければいけないと考えております。専属の運転手を現在のメンバーからはりつけることが出来れば一番いい訳ですが役場の車運転手自体が公用のため殆んど暇がない状態になっておりますので、そのような場合には臨時雇用でもっていききたいと考えております。

それからスポーツ振興のことですが、健康な明るい村造りには絶対的な条件かと考えております。又、制度自体に於いてもスポーツ振興法と云う法律を制定して国民のスポーツの振興に大きな関心をよせている訳で、これに対応して佐井村に於いても幼児から老人までの保健上の目的を持って何か施設をほしいものと考えております。決して無関心ではない訳でございますが、このためには相当の先行投資をしなければならぬと思っております。来年度予算の内容等についてはまだ資料が完成しておりませんのでどの程度この方面に予算配分が出来るかはただ今のところ申し上げる訳にはいかない状態でございます。スポーツ振興法の中にもうたっておりますが、スポーツと云う定義の中に運動競技と野外活動の両面に亘って考えております。従って都会的な環境と違って佐井村は野外的なレジャー地域として工夫する程度まで活用

出来るような環境にございますので、この点も「歩け歩け運動」と同様にいるいろいろな面について体育協会の立場からもご指導願いたいと考えております。

助役答弁

再質問

確かに役場の公用車がみんな出はらつてい場合は油代を役場持ちで職員の手を借上げて使つていゝる事態もあります。ご質問のポイントは職員が自分の車で青森とかむつへ出張したこと等についてかと思ひますが、確かに昨年自家用車出張するのはいけないと云う通達を出しております。それはやはり自損行為であろうと他損行為であろうと公務上の旅行と云うことで自分の車であった場合には使用者である村長に最終的には責任が追求されて参ると云うことで通達を出しておりますが、現実はどうしても時間的な問題等で自分の車で公務出張をしていると云う現実でございますのでこれに対応するにはその自家用車でなければならぬ必然性、会議の時間の問題、交通機関の渋滞の問題、それらを具体的に出去せ承認制で対処すると云う方向でいかなければならぬのではないかと考えております。どうしてもコースを正確にチェックしないと現実面で無理な走り方をして宿泊などをすべきものを日帰りとして云うことで万一事故が発生した場合には非常

に大きな問題になりますので正確な記録を提示させ、承認制をとつて職員の安全等に対処したい。いささかおくれた対策ですが、このように考えております。

公用車がどうしても都合出来なくてやむを得ず職員の自家用車を利用するんだと云うような場合もこといろいろあるのではないかと云う懸念をもつております。そこで若し今後そう云う場合にはどうするんだ、こうするんだと云うはつきりした規則を作る必要がないのかこの点お伺いします。

助役答弁

再質問

の活用と云うようなことで職員の手を借上げると云うことを制度化することは非常に問題もありそうでタクシー利用あるいは広報車の活用、そう云うことで対処していくのが本当ではないかと考えます。

五十二年国体が開催される訳で、これを一つの契機として五十年から例えば五年計画でも結構、十年計画でもよろしゅうございますが、運動公園的なグラウンド等と体育館も含めて造る計画があるのかないのかその点お伺いします。

村長答弁

卒直に申し上げまして今のところは計画を作成しておりません。しかし佐井村自体の現在の状況から将来を展望する時、いつかの時にこれは完成しなければならぬと考えております。

内藤 清美 議員

一、五十年年度予算案の編成について



明年度の見通しについては中央政局激変の影響を受けてその指標

ありますが、地方財政は昭和三十年以来の危機状況にあると言われております。県がこの程打ち出した新年度予算編成方針でも緊縮財政を目指し各分野で創意工夫するなど、あらゆる努力を傾けよと言われていることはご承知の通りであります。本村にとつても悩みは同じく不況の長期化に加えて人件費等を始めとする経常経費の大巾増で自主財源の乏しい体質だけに投機的なものにしわ寄せされる心配もあります。従つて節約を打ち手もやもすると消極的にはなろうかと存じますが、しかしいかんか申し上げたように乏しい財政にあつてもやりようによつては理事者の個性が打ち出されるものと松谷カラーとも言うべきその特色に期待したいものであります。思うに松谷村政誕生以来四年間、ゆとりのない財源に地域住民の要望等を抑制してきたきらいがありましようが、申すまでもなく政治には強力なリーダーシップが求められ、為政者は地域住民にテーマを示して具体的な目標を明らかにし期限を付して政策を続けるように努力すべきと思われるが、明年度予算編成にあつては何を骨子として望む積りか、又、目玉商品として打ち出すものがあるかどうか見解を示していただきたい。

二、へき地医療について

本年度打ち出した急患の場合の車代の半額をそっくり村が負担すると云う全国でも初めてと言われるユニークな行政は各地の注目を浴び又、恩恵に預る住民からは心から感謝され喜んでいただいたものと思われまふ。これは死に際でなければ医者にかかれないうと云うならば宿命的なものからの脱却でもあろうかと存じます。この半額負担措置については当初村長が心配された仮病の場合の認定とかあるいは急患かどうかの線引きの限度、そうしたこともありましたが、そこは狭い閉鎖社会、純朴な村民には悪用するものがないことも判明しました。しかし折角のアイデアも利用者の少ないことは健康管理が充分なされての結果とも思われず、まだまだ経済的なものもその一因にもなっていると思いま

いるが問題は課とか係の名称ではなく行政の中身であろうと存じます。その意味に於いて松谷村長はきめ細かな行政が買われ村長選は無競争であろうと新聞等に報ぜられてはいるが、そうしたことも考え合わせ、この全額村負担に大きな期待を寄せておりますがご見解をお伺いします。

三、畜産問題について

ご承知の通り肉牛がエサ高、肉安で経営農家は泣くに泣けない状態だと言われております。ちなみに飼料代が先程奈良議員が指摘のように一年間に百八十%の大巾値上がりとなり畜産危機と言われましたが、加えてセリに出した牛が飼い主、自ら引きとる主取りが出ると云う暴落ぶりとなり下北のビフテキなどと言われたキャッチフレーズもブーム去り赤字が残る結果となりました。畜産農家の受けるショックも大きく完全に生産意欲を減退させたものと思われまふ。しかし村ではそうした事態を

ふまえ、今期四百万円の貸付金等が補正計上されていることは適切な措置であると思われるが、しかしこうした波状的に危機到来の懸念のある畜産業に対し、県の出方を見ながら対処していくと云う心もとないものではなくてその振興策としての本村での抜本的対策が必要とも感じられますが、それらの抱負がないかどうかお聞か

せ願いたい。

四、職員の給与について

運転手等技能職員の給与は行政職給料表(二)の規定によって給されているものと思われまふが、これはご承知の通り仮りに採用時には一般職員を上回る額であつても経験年数を経るにしたがつて下回るようになっております。従つて勤続年数が長くなるにつれてその格差が大きくなり、それがため不満がつつたり働く意欲を失わしめたりあるいは劣等感を抱か

しめたりの結果ともなうかと存じます。又、不平不満は大きな事故にもつながる可能性も帯びており憂慮されるところであります。しかし申すまでもなくこの技能職に行(一)の給与規定の適用は等級別定数等を始めとする条例に規定されており、難しい段階と解されまふが、定期昇給時にはきめられた範囲の上に更にアップを考慮し一般職との均衡を保つ配慮も必要かと思われまふが、ご意見を伺いたい。

村長答弁

先ず第一点の来年度予算編成についてであります。実はまだ資料の集収が充分でございませんで骨子まではいっておりませぬ。従つてはなはだ残念ではございませぬが、この席から責任をもつてお答えする訳には参りませぬので三

月議会まで一つご勘弁願いたいと思ひます。尚、私自身の理想的な政治のあり方についてご教示下さいまして有難うございました。私もそのような政治理念と云うようなものを考えておりますが、ご満足のいただけるような政治姿勢でないことを非常に残念に考えておる訳でございます。しかし今後更にこの職務を遂行する機会がございませぬとこの点については充分考え、対処したいと思ひます。

それからへき地医療のタクシー代のことですが、実は四十九年度の予算に内藤議員始め各地域の皆さんのご要望を受けて予算化した訳ですが、その件数が少なく以外な感じでした訳です。このことは我々のPRの足りなさかあるいは地域の皆さんが逆に遠慮しての結果かどうか分りませんが、反応の割合に内容の伴なわれないような状態になり残念に考えている訳です。さてこれを全額負担と云うことになると長後以南の地域とバス路線のある地域との間には当然不均衡がございませぬ。今までの片道を往復にするかどうか、なるべくご期待に添うよう考慮したいと思ひま

す。

それから肉牛のことですが、誠に説の通りでございます。しかしこれも逃げ口上と言われるかも知りませぬが、視野を広くもつていかないと試行錯誤的な事業や経

費の支出等を伴う恐れがございませぬので現況に即応して対策を講じていくよりいたし方がないのではないかと考えます。このことについては飼育者あるいは直接の利害関係者と話を煮詰めて即応していきたくと思ひます。肉牛飼育者を手放して村が対処しないと云うことはありません。今までの情勢から充分察知いただいているものと考えます。

職員の給与のごさいませぬが、地方自治団体の首長がいかに行政理念をもつても職員がこれを実践面にふるに活動してくれないと当然から回転になる訳です。この点職員の待遇については非常に慎重に考え、そして現在の佐井村の情勢からふまえて協力を求める点は協力を求めている積りでございませぬが、ただ今の具体的な行(一)行(二)の問題については確かにその通りです。現在の給料表から言うとその内容が変わりま

せんとうしても責任給と云うか生活給と云うかそれらのものが行(一)の職員よりは伸びの少ないことは事実であります。この点については職員間に於いても話が出ておりましてベースの段階を一応考え直さなければいけないのではないかと考えております。そのベースをどのよう具体的にやるかはまだはつきりしておりませぬが、その必要を充分認めその作業にと

とりかかる予定になっております。

再質問

新年度予算の編成については私が予測した通りまだ資料の集取などが充分でないとのことでしたので三月まで期待しながら次の提案をしたいと思っております。急患のタクシー代について期待に添えたいと云うことですが、昨年の予算措置の四十五万円ですか、その程度かあるいはそれをやや上回る程度の予算措置で充分目的が達成出来るのではないかと思いますので充分ご検討願いたいと思っております。技能職員の給与のことですが、実は身内に運転手がありましたのでこの問題を提示するのに随分ためらいを感じましたが、しかし公私混同でないかと判断いたしましたして勇気をふるって質問した訳です。と申しますのはある技能職員が「一般職員は間違いがあつても消しゴムで直せる。我々の間違いは首につながらる。」と云うようなことを話しておりました。これは誠に重大なことではなからうかと思つた。金銭的な格差とかそう云うものが人間をとかく感情的にさせるものではないかと思つた。又、そうしたことがトラブルの原因にもなる可能性を多分に含んでいると思つた。要望通りのご答弁をいただいで感謝します。

横浜 清議員



私の質問は県道の内の磯谷部落内の道路の補修についてでございますが、前にも一度これについて一寸触れたことがありますが、

ご承知の通り磯谷部落は今まで路中も狭く車が通るに大変危険な状態でありました。雨降りになりますと玄関口に一、二メートルも泥がはね、それと反対に、天気が良くなると土煙のため、何年となく悩んで過ごしてまいりました。しかしこの度、県の方針の道路拡張につきまして、部落民大会を開きこれではと云うように住民が猛烈に声をはりあげ、何としても舗装してもらわなければいけません。と云う意味合いから協力し合つて現在のうちに巾も広げ、建物も移動したような事実であります。それで、十一月十七日、むつ土木事務所の方集まりました。際にも土地の関係者が集まりまして「それでは舗装を目当てに協力しましょう。」と云うことで異議なく向うの思うままに決定され、そしていろいろその時の集まりにもこの舗装についての話し合いがなされました。先ず、ご参考までに申し上げますが、その時の係の方

の話には「この工事着工は明年六月の予定でしょう。」と。しかしその際工事着工と同時に舗装されるのかという尋ねてみたところ「いや、そうではない。県の方針では矢越から磯谷にかけてやってくる方針になっている。」と云うことでございますので我々はますます不安を抱くのであります。みなさんご承知の通り事業縮少のために今年度の矢越から磯谷に通じる舗装も予定通りいかなないと云う現状であります。それで来年もまた磯谷までいかないのかどうかと云う心配ごとから土地の所有者はそれを前提に協力しますから何としても明年度は工事着工と同時に舗装してもらいたいと云う要望であります。県の方針としてはそのようなことではあります、住民の根強い交渉なり陳情によつては全然出来ない訳でもないだろう。むしろ、先に村内をやることをもその陳情の如何によるのではないかと云うことを話しております。そこで私はこれを基礎に村長始め役場職員並びに議員の方もよくこれをお考えの上、今までの悩みを解決し、明年の工事着工と同時に舗装をお願いするものであります。尚、引き続き村道のことを申し上げます。

これを前々から心にかけておりましたが、大佐井の浜町のことではあります。今年も一、二回その現

状をみたのであります。最近は観光客も多く又、言うまでもなく浜町一帯には食堂や飲食店などが沢山ありましてそれを利用するために往復している方がおられます。雨降りの際には車が走るとその車の泥水をはねられまいとして随分気を使っている観光客もありません。又、即時その場で私の耳にも聞かえてきました。「こう云うところの舗装が出来ないものか。」と云うこともありまして。それと同時に皆さんもご承知かと思ひますが、若山さんの前、それから島野さんの角は一寸した雨になると大巾な水たまりも出ております。そう云うことをみましても浜町は舗装しなければならぬのではな

村長答弁

私と私は常に思っているものであります。それから同時に火葬場の道路でございますが、ああ云う立派な公共施設もあり又、立派な待合室も造り、そうしていながら道路が悪い。距離にしていくらもないと思ひますのであそこだけは何とか、近いうちに舗装が出来ないものか、出かしてもらいたいと思ひます。次に、これは前にも一寸触れておりますが、村長の答弁は漁師の方々が喜ぶような答弁でないの、残念ではあります。九月議会の際にも川畑議員がこのことについて質問しております。その時も又、いつとなく目扱もなく今後いろいろ研究とか又、各関係者に話をしてみると云う答弁でありました。つまり磯谷地先の船揚げ場のことでありますがあれから大分月日もたつております。本当に悩みに悩みを重ねて、どうにか漁に出て有様であります。それであそこ船揚げ場はご承知の通り二段ぶき、甚だしい時は三段ぶきまでしております。いかに上の漁民が漁に出たとしても下の船が動かなければ、漁が出来ないような状態で本当にお互い気を使っているような有様でございます。そこでこの中磯谷に対する補助港はどうしても磯谷漁民にとつてはなくてはならないのでございますので、その後の村長の働き方等についてお尋ねして私の質問を終ります。

らないのではないかと思う訳です。今まで道路として使用が少なかったので地盤がどの程度であるのかも考えなければならぬ訳です。県道の丁度中間になっておりますから原田、佐井間の舗装の際についてにやってみようというように場所になっております。これも一つの課題といたしまして充分配慮いたしていきたいと存じます。

それから磯谷の舗装のごさいます。やはり舗装することになりまして側溝整備をし、地盤を固め、そしてコンクリートのをせなければいけない訳でございますが、従来の舗装の状態を見ますと舗装区間のうちの家のあるところはどうしても先にやってくれているようでありまして、道路事態の必要度の上から言っても日常多数村民の歩くところが先に舗装になることは道路の使命から言っても当然のことでございます。従ってその件については土木事務所あるいは維持課の方へ話しかけて優先度を早めてもらうように陳情はいたすことになっております。それから中磯谷の補助港については実は、磯谷漁港はご承知の通り五次計上の線引きの中には漁港拡張について明確になされてない筈なんです。しかし陸域が狭いと云うと船の収容箇所がないので現在のところでありまして一杯の活用をしている訳であります。

ここで救済方法がないものかと考えた末、出たのが生産施設の整備と云う名目でもって第二次山振で取り上げようと考えた訳であります。今月の十日に外の用件でむつに参っております時、幸いに東出議長さんも一緒にございましたが、役場から電話があつて「第二次山振計画のうち磯谷漁港について本所の方から電話で漁港としての取扱いは水産庁とすれば不可能である。」と云うことで「それで第二次山振の内容をどう変えるかと云う問題で県の農政課から担当の職員がきている」と云うことであります。それでむつで待つておりまして内容を聞きまして今言つたような内容であり、さてどうするかと言う話合いになり、それが今日、明日に農林省へ返事をしなければいけないと云うので早急に村長にその内容変更の具体策を示してくれと云う訳でした。計画でありながらも直ちにその場でもってと云うことは非常に無理な感じがいたしました。外部的な行政事情がそう云うようなことでありますので、その対処の仕方について話を合せておりましたが、更に県から電話が入りました。「我が期待するような状態になれるものとすれば切り替えることにやぶさかでないからどう云うものでしょう。」と、それで、出来ない訳はないと云うような返事だった

訳です。それで一方、水産庁の方では不可能と言うし、反面県の横の連絡によりまして河川砂防課の方では出来ない訳ではないだろうと云う話で、だるうではなく殆んどその日の話の雰囲気であると代りのものがやれると云うことだった訳です。それでは五十年度は無理だから五十年度は計画予算獲得の時期にして五十一年度から着工いたしましよと云う話をいたしました。ましてその日はそれでピリオドをうった訳です。次の日農政課に参りましたその話をし、直ちに河川砂防課の今井さんと云う方にお合いするに行きましたら残念なこと今日出張したと云う訳です。当人に合う訳にはいかなかった。その系統の事務をやっている方と話合つた訳です。県の海岸事業は毎年度非常に予算が少なくと云う事です。従つて期待の通り果して事業の進捗が出来るものかどうかと云う話に戻つた訳です。私も困りまして課長に会い、「こう云う問題をもっているんだ」と「そして農政課の方の斡旋でもって水産庁関係の方は断念して建設省関係の方に切り替えることにしたのだから是非佐井村の要望に応えるような事業をやってもらいたいと云うことをお話し申し上げました。課長は図面を取り出して中磯谷の箇所をチェックいたしました。後日我々がもっております構

想を写真や何か添付いたしまして説明に行き促進方実現させたいと考えています。

結論的に申し上げますと第二期山振の網の中に入れなかつたところ、非常に残念なことですが、その代りに海岸事業として取り上げると云う機運に向いていっていることをお伝えしておきたいと思つております。当初の磯谷漁港の救済方法が思うような現実的な形にまでもつていけないことを非常に私も心配しております。何とか河川砂防課におすがりして、ものにしたものと考えております。尚、水産庁の方は一応県を通じて事業についての「おことわり状」と云うようなものが入つた訳ですが、更に呼びかけてみてみたいと思つた。山振繰入れのことについてはまだ縮めない積りでおります。以上のような状態でございます。

再質問

ただ今、村長から中磯谷の補助港について、いろいろ説明を聞きましたが、何かと氣を使つていらっしゃることを承り、本当に有難うございました。いろいろまだ難問であり、やるとしても五十一年と云うことを話されましたが、我々漁民は自然を相手にしているものであります。五十年迄台風も低気圧もないと云うようなことは断言出来ません。そこで今も申した通り現在ではどうにもならず、又、この前もああ云う人命事故までも

起こし、その後又、怪我人が二人出ている有様でございます。本當に我々はこの漁業で生活するにはこれを安定してもらわなければ今後の生活が不安であります。そこで大変恐縮ではございますが、若し中磯谷の工事が五十一年後でなければ完成しないとしたらそれまで待つと云うのは大変苦しい思いです。出来ましたら西側の方に一畝のかき上げをしてもらつとあの垣を取るにいいのではないかと云う声もあります。又、私も村民の代表として是非お願いしたいと思つております。

村長答弁

お話は充分わかりました。本當に磯谷漁港については災害復旧をとつた地点を活用したらある程度まで増幅出来るのではないかと思つておりましたが、ご承知の通り現況復元と云う問題でだめになりました。又、第二期山振につきましてもあそこを基盤にして何とか出来ないかと考えてみました。それぞれ担当者や何かの話を聞きましてそれも面倒らしいと云う訳でございます。今言つたようにご要望のありました点につきましては漁港課に強く陳情し、実現に努力したいと考えています。

大石 健次郎議員

一般質問の冒頭にあたつて一言



長後部落総代並びに漁民一同の感

謝の言葉をこの機会をいただきまして申し上げます。私がかつて漁

港は漁民にとって母であり、生命であり、未来であると言ふことを申し上げました。その長後漁港が昨年度一時工事中止の事態におち入つて地元民は不安と政治不信の聲が一部上がりましたが、佐井村長始め関係職員、細川建設並びに議長始め議会議員、全各位のご努力とご協力を得まして災害復旧、昭和四十八年度分、四十九年度分、それを一挙に完成したことは地元民の喜びひとしおなるものがございます。本日、前述の方々に厚く深く御礼を申し上げて下さいと云う要望がありましたので謹んでお伝え申し上げる次第でございます。變つてこうした喜びとは裏腹に福浦漁港は、今年度工期十二月二十五日までの百七十一日間、請負金額一千百五十万円をもって契約されたものでありますが、いろいろな事情と条件が交錯してついに中止となつたことは誠に残念であります。その経過原因を明らかにして議会並びに福浦地元民の理解を深めるべきが正しいのではないかと思います。村長の答弁を求め

次に横浜議員と重複いたしますが、申し上げます。磯谷漁港は現在、組合支所付近の約六百平方メートルに三十七隻の漁船がひしめき合つて揚げおろしされております。島野課長と大島室長にお願いしてコンピューターによつて計数を出してもらいましたところ、あの場所には十六隻収容が一番理想的だそうでございます。そうなるに実には二十一隻のオーバーと云ふことに相成ります。もともと一隻の船の揚げおろしにはそれ相当の人数と空間が充分になければ出来ない作業でございます。磯谷のように「縦並び三段揚げ」「船と船の間がわずかに二十センチ」と云う超過密ぶりは「日本第一の危険な船揚場」であると云うことを県漁港課でもはつきり申し上げております。こうしたことから先程の横浜議員の一般質問にもございましたが、生命を失う恐れ必然と警告され注意もされておりましたところ、足の骨折入院者や怪我人が相続しております。昨年の十二月二十四日我々の記憶に生々しい犠牲者が出ております。最近も又、間一髪のところでも貴重な生命を拾つた人がございます。これは単に磯谷地区と云うように限定してはならない問題で広く人道的立場から漁協の問題としてのみとらえることなく佐井村の総力を挙げて対処しなければならぬ緊急事態でもありま

す。過般八月下旬に東出議長、川畑議員、内藤議員と共に県庁に「補助港の存在を認めて下さい。」と云う意味で陳情に参りましたが、なかなか内容が複雑で着工が困難であると云うことを感得して参りました。村長は議長と共に精力的にこの問題に取り組み、島野課長始め各関係職員も相当の配慮と努力を続けている様子でございます。今までの交渉経過、今後の見通し、これをもっと簡潔に大事な点だけを羅列して知りたいと思ふのであります。

次に除雪問題について申し上げます。今冬は積雪量が例年よりも非常に多くなる予想でございます。除雪については例年以上に万全の配慮を強く求めます。去る十二月五日、六日に三十センチから野平地区では五十センチの積雪量がございました。この時、野平からと牛滝から除雪ブルドーザーの出動要請が参りまして退席後しかも午後八時頃でございましたが、村長並びに島野課長が出張不在と云うことで奥本昭典係長が夜ではあつたけれども手配を早速いたしましたその責任感あふれた行為は高く評価をしたいと思います。昨年のかしその後は車不通の事態が発生したり途中宿泊したり又、引きかえすような者も出ておりますので、今後若し急患発生、生命に関する問題が発生した場合にはどうして

もまだまだその不安を解消することは出来ないと言ふ心配でございます。そこで除雪に対する専門の運転手がないのでございますが、その問題、それから速刻今後出動する万全の手配が可能なかどうか。こう云うことを知りたいと思ひます。

次に仏ヶ浦に大型観光船接岸許可申請について伺いをいたします。去る十月二十三日、ホテル青森に於いて下北総合開発期成同盟会の郡下町村長と議長が竹内知事に必要な事業の早期促進を陳情しております。我が佐井村では「仏ヶ浦へ大型観光船の接岸を許可するよう。」と云う申請を申し出たのであります。このことはかつて一億円の棧橋設置論などが出て参つたり又、昨年十二月議会には佐井観光開発株式会社立崎三郎、脇野沢海上観光株式会社佐々木英一郎、下北漁船株式会社千葉元江の代表連名で同じ趣旨の請願書が審議されております。私はこの折、こうした問題は慎重審議を経るべきであると云う発言をしたことは記憶に明らかであります。昨年の八月一日に青森県佐井村の当局、商工会、営林署、漁業協同組合、自然保護関係者が約三十人仏ヶ浦に会合をもちましてこうした問題が討議されたのであります。かたがたの反発論も出まして結局は結論が出なかつたのでございます。

私はこうした問題は佐井村百年の子孫のための遺産として仏ヶ浦をいかに考えるべきかと云う重大な問題であると考えます。しかるに広く有識者や職域代表からなる審議会、公聴会をもつて方向づけるのが政治をなすべき者の常識である。私はこうした持論を今も変えないのであります。文化村長と称される松谷村長でございます。どう云う背景と思考の基に仏ヶ浦へ大型観光船の棧橋を造らなければならぬのか。どう云うことを陳情したか。その要因を私は知りた

いと思ひます。

次に海底送電ケーブル工事について答弁を求めます。本州と北海道を結ぶ海底送電ケーブル工事が津軽海峡を横断して五十二年には行なわれると言われております。上北郡天間村東北電力上北変電所、北海道亀田郡北海道発電所間には百七十二km、うち海峡を通るものは四十四kmでございます。このように言われております工事が最初の予定地であつた大間町奥戸漁協では絶対反対をいたしました。県議会に反対の請願が出されて、県議会では継続審議、議会議員の現地調査がなされると云うことでございます。ところが奥戸漁協で反対にあつたこの工事はその後変更されましたが佐井村と函館間を結ぶのだと云うことでこの度、会社側と漁協幹部とあるところ

会合をもつたと言われております。村長はこれにご出席なさったのかどうか私は関知しておりませんが、若しこう云う説明会の内容をお知りになったならば、この機会に漁民に明らかにすべきだと考えます。又、一言だ足でございしますが、こう云う内容性のはつきりしない例えばウォータージェット式埋設機使用による水中噴射工法と海中汚染の關係がまだ明らかにされていらない内容のものに対して酒、さかなの中で会合が行なわれたと云うような話もございしますが、私は絶対にこのようなことがないと思っております。こう云うことが事実であつたかどうか。これは村長の答弁を求めません。

次に肉牛畜産対策について奈良議員と重複いたしますが、予定の質問であるから申し上げます。農家の新産業として下北地方では、県の指導により肉牛飼育が奨励されてきて、我が佐井村でもこれに添えて佐井村営牧野設置条例、佐井村畜産振興事業補助金交付規定の条例を設けてその将来を期待したのであります。昨年にご承知の如く予想を超えた肉牛の高値によりまして農家の喜びと希望はひとしおなるものがありました。今年には急転直下、大暴落と云う結果をみたのであります。これは日本経済のもろさと農政の矛盾性、流通機構の粗雑性が背景をなして

いるものと私は考えます。ともかく現在、野平地区十三戸で成牛、育成牛併せて百頭、佐井地区十七戸で百五頭、計二百五頭が飼育されております。本年度十一月下旬むつ市田名部市場へ佐井村から出されたセリ肉牛数は野平六十六頭、佐井五十四頭、計百二十頭が売却されております。セリ価格は野平では一頭平均約九万八千円、佐井では一頭平均約六万九千円であります。中には一頭三万円で売られたと云う牛もございします。飼育経費の内訳は奈良議員がお話しいたしましたが、粗飼料、濃厚飼料、放牧料、種付料、保険料、衛生費で約十万円を越えるものでございします。加えるに百八十日間の飼育中の手数を加えると高額の赤字となることで世情にうきされ、又、報道されているエサ代すらにもならないと云う結果が明白のことと思ひます。農家の経済を著しく圧迫して暗いものにしたことは同情に堪えないものがあります。「下北のビフテキ」とか「肉牛基地」のキャッチフレーズを無策のままに夢はかなく終わらせてはいけな

いと云う農民の声が十一月二十一日青森市民会館で千二百人による県農業委員大会、北村副知事の現地視察、十二月六日には県商工会館で二百人による農家代表大会等が相次いで催されまして竹内知事の英断によって、県では債務負担行為一億四千万五千円の手当、六頭以上には借り替え資金の利子補給、国の制度に準じない五頭以下には県の利子補給、末端金利は四%におさえると云うようなことが言われておりますが、奈良議員のご指摘のごとく我が佐井村ではあまり恩恵に浴しないと言われてもおります。こう云う点で新しい産業として期待した畜産について簡単に村長の今後の対策をお伺いしたいと思ひます。大変長時間に亘りましたが以上をもって終ります。

村長答弁

福浦漁港についてであります。これは昨日でありましたか一寸申し上げたんですが、どうしても今年には繰越せざるを得ない状態になり関係地域の漁民の方々に非常におしかりを受けている訳であります。この工事は今年の七月中旬であります。この工事は今年七月月中旬でありましたか、日ははつきり記憶にありませんが、入札に付し、細川建設に落札した訳であります。その契約内容につきましては議会に契約承認を提案いたしてあります。その次第ですが、その後どうしたのか着工が遅れ、又、そのうちに秋も半ばを過ぎ、西風を受ける時期になり福浦漁港では相当無理しても出来ないような時期になってしまつた訳です。しかも工事の内容は潜水夫を入れ調整しなければならぬ仕事もあるため荒天の時は出来ないような状態で、そのうち漁港課、あるいは郡の事務所の方から時節柄総需要抑制の気運と云うようなこともあるから今年は一ツ繰越して来年やたらどうかと云うことで又、そうせざるを得ないような状態になりました。今回の議会にはそれらの予算措置を通じて皆様におはかりすることは出来ませんでした。三月の議会までには整備いたしました提案の予定であつた訳です。しかし、お話を通り長後漁港の例もございしますし、異例の繰越でもございしますのでその内容については業者に対して十分に警告はいたしてあります。詳しい経過につきましては建設課長から一応細部に亘つての話をしてもらいます。ご了承願いたいと思ひます。それから中磯谷地区の船だまりの見直しについては横浜議員のご質問に対しては程度詳しくご答弁申し上げておきましたので重複をさげさせてもらいたいと思ひます。それから除雪対策でございますが、現在の役場の状態から申し上げまして除雪のために特に運転手をはりつけると云うことは一寸出来にくい事情にあります。前にもお話し申し上げた通りであります。しかし、遠隔地域の皆さんに長期に亘るご不便をかけないように実情に応じて手まめに出動させて参りたいと思

えております。この点もご了承お願い申し上げます。それから仏ヶ浦へ大型観光船の接岸申請の内容でございますが、ご承知の通り十月二十三日の集まりは、下北地域振興対策会の集まりでありまして提案内容は期成同盟会の方で取りまとめやつた訳であります。仏ヶ浦に大型船の発着場所をほしいと云うのは昭和四十七年の期成同盟会の席上で脇野沢から問題が提起されまして「大型船でもって観光すると海上でもって船を乗りかえなければいけない。そうすると非常に人命に危険がある。」と云う話が出た訳です。これに対して知事自体の答弁は人命に關係あるものであると第一次的に考えなければならぬ事件内容であるから観光課と自然保護課と公安課の三者で一つ話を煮詰めてみないかと云うおすみつきを頂戴した訳でございます。そしてその後、つまり今年度話題になりましたのは、前年陳情中のものが今年現在までになつてきているかと云うことでこの話が出た訳です。私の基本的な考えから申し上げますと佐井村の観光資源としての仏ヶ浦に町村が大きな負担をかけて船を寄せるような方策を取ることがはたして元もう一つはそうなたつ場合の仏ヶ浦の自然保護と云う面が非常に弱い

まり積極的に取り組んでこなかった訳です。たまたまこの話が出た時、奈良議員も出席しており、奈良議員は客観的にどう受け止めたか分かりませんが、私自体は福浦、牛滝の漁港を早く整備してそこを元にして乗り入れすることが出来るから仏ヶ浦自体に公共的な施設、自然を変化させるような要因の施設をする必要がないから両漁港の促進を図ってもらいたい。そうすると我が佐井村とすれば始めて佐井村の仏ヶ浦となりあるいは福浦牛滝両漁民にとっては一石二鳥の収穫になる。現に来年度の見込みとして担当課には牛滝自体に便所の施設を申し入れたしており、漁港を利用することにすれば仏ヶ浦の自然は守れるし、観光資源としての佐井村の利点にもなると思うことのでその節は話をいたした訳です。終つてからたまたま環境衛生部長並びに自然保護課長が青森ホテルのロビーでたばこをのんでおりましたが、私が通りかかりましたら「今日は、いい提案をしてみました。有難うございました。」と話題になりました。大石議員のお考えになつてゐるのは反対の行動でこの日は終止した筈でございます。この点については大石議員のニュースがどこから入つたか分かりませんが、少なくともそうお聞きになつたとすれば間違いであ

ると云うことを銘記いたしてもらいたいと思います。それから海底送電ケーブルの問題でございますが、このことについてはまだ共同漁業権関係についての可、否の世論は起きていないように思われま

す。私の耳に入つておりません。従つて直接の利害関係はそんなにないのではないかとあつさり考へております。ただ今のご質問によりまして場合によると大間、奥戸等のように漁民に影響を与えるものかどうか漁協とよく話し合つて善処したいと存じます。それから肉牛暴落の対策についてでございます。これも奈良議員並びに内藤議員にそれぞれ私の考え方を申し述べておきましたので重複をさけてご答弁を省略させていただきます。ただ今大石議員から話しのありました竹内知事は肥育牛に対しての配慮であつて我が佐井村の生産形態には何ら関係がないことであるので一応念のため申し添えておきます。

島野課長答弁

福浦漁港についてただ今、村長が答弁した通りであります。事務局としましては練延べしないように実は七月二十日入札に付している訳ですが、先程も言つたような事情がある訳です。ただ大石議員の質問の中に中止と言う言葉がある訳ですが、これは中止ではな

くあくまでも一部練延べだと云うようにご理解願ひたいと思ひます。具体的には四十九年度事業費一千五百万円のうち練延べ分は物揚場十九、五でこれは公共用地です。これが四百二十九平方メートルで金額にして六百万円を練延べすることになります。ただ練延べの原因についてはいろいろある訳でございますが、特に考えられるのは県工事の四十八年度の練延べ工事である黒岩海岸工事が時期を逸しまして八月下旬発注されたことが業者の仕事の工程を狂わせたような大きな要因があるのではないかと考へております。今後の対策としては漁港事務所、漁港課等とも現在協議しておりますが、いずれにしても練延べ工事が正規のルートとなりますと六月以降に着工せざるを得ないところ云う現況にあります。ただし先程も村長が答弁いたしました

再質問

福浦漁港について私は今日始めて日本語の難しさを認識しました。工期期限が付されているからその

期間中に出来なければ私はこれを中止と言ひます。これは言葉のニュアンスで練延べと云うことにもなる訳でございます。そう云う意味で長後漁港にもそう云う同じ事態が発生しましたが、これを切り抜けて一挙に完成した佐井村長並びに島野課長、大島室長の行政手腕を高く評価しておりますのでどうか福浦漁港についても明年度は一段のご努力を願うものであります。中磯谷地区の補助港の見直しはよろしいのですが、その折衝経過、特に中央に於いて国会に於いて村長は陳情した筈でございますし、そう云う折衝をお持ちのようですが、私はそれを詳しく知りたかつたのであります。今日は省略いたします。

村長答弁

次に除雪対策については出勤要請がなくても天候状態とにらみ合わせて常に万全の配慮を怠らないように希望いたします。仏ヶ浦の観光船接岸については私は何も村長の申請とかあるいは是非でも接岸工事に対する申請をしたのが悪いとは言つていない。出来るならばこう云う問題は何回か指摘したように権威のある村内の有識者あるいは県外でもよろしい。委嘱してもよろしい。それから佐井村の全般に亘る各職域の代表をもつて方向づけよ、と云うことなんです。一部の業者やあるいは政治のバックをもつてそう云うことを進

められたのでは村長が常に公約したところの対話による民主的なる政治とは裏腹な施政方向だと私はそれを指摘するので。一寸村長とは意見の相違がございます。それから海底送電ケーブル工事については私自身はこれに對してはま



私は古佐井道路について村長にお伺ひいたします。

松沢 勝雄議員

村長答弁

ご意見に対して感謝の意を表する次第でございます。

大町道路が舗装整備され、緑町の側溝もほぼ完成しつゝあることは

地域住民の期待に応えられたものと受け止めております。それで私

は谷地町地域の側溝又、舗装のことですが、現在佐井村の中で一番の悪路ではないかと思えます。昭和四十七年三月議会に谷地町地域から陳情書が上がり、住民の要望では一日も早く完成することを期待しておたのでございますが、三年間と云う間に三分の一の側溝も出来ないような現状でございます。村長は五十年度の対策をどう取り組む考えがあるのかお伺いしたい。

次に原田集会所増築についてお伺いいたします。私は地元議員として質問するのは申し訳なく思いますが、原田集会所は皆さんもご承知の通り昭和四十六年に村当局始め議会、各関係者の多大なるご協力によりまして二百六十万円と云う工費で着工し落成したのでございます。この席から厚くお礼申し上げます。その後五年間と云う間、部落の一人一人が心をかわし、理解を深める場として大切に保管してきたのであります。最近の国際間の政治を見ましても国と国との話し合いが強く望まれ、その実例が多く新聞、テレビ等により知られております。我が佐井村にとつても話し合いの場を多く持つことが今後、最も大事なことの一つでありましょう。当村集会所は春秋の季節保育所として使用され、児童の数も今年度は二十三名でしたが、来年は二十五、六名と聞いております。外に

遊び場がないため、一日中中この始末でございます。そこで私はこの場をお借りいたしましたしてお願いしたいことはあと十坪程度増築していただきたいと思っております。村長の考えをお伺いいたします。

次に海岸保全について建設課長にお尋ねいたします。課長の話では、昭和四十八年六月定例会に於いて昭和四十九年度より五ヶ年計画で施工されるが、県の方に要請しているの、いざれ施工されるものと思う。と話しておりますが、私は四十八年六月定例会にお話し申し上げたように池田元吉さん宅より石黒清吾さん宅まで約百二十

の防波堤にかさ上げするように要望しておりますが、地域漁民と話し合いをした結果、かさ上げよりも波砕きとしてテトラポットを投入してほしいと云う声でございます。その後、県の要請につきまして結果がどうなっているのか課長にお伺いいたしまして私の質問を終わります。

村長答弁

第一点の側溝、道路整備のことでございますが、これは日常生活に一番関連のあることでありましてどの地域からも要求がある訳でございます。谷地町も大町が完成いたしましたために悪さが比較され、もつといい道路と云うのは当然のことでございますが、ただ今も申し上げました通り道路についての要望が非常に多いために一挙

に全地域をやると云う訳には参りません。なるべく早い機会にご要望に出来るように努力いたしますので、松沢議員におかれましても側面的にその際にはご協力をお願い申し上げます。申し上げておきたいと存じます。それから集会所についてであります。これは私の最初の事業としてやった訳であります。現在みるとお話の通り本当に原田の世帯人口から比べると狭い訳でございます。又、いろいろな催しがあります。又、いろいろな催しがあります。又、いろいろな催しがあります。又、いろいろな催しがあります。

あいであり、本当中途半端な使用いみちです。折角建てましても又、他の方が整備されるにつれ不自由の感じが当然強くなるのはごもつともであります。原田出身の松沢議員としましても切実な問題だと存じます。これも対処いたして参りたいと存じます。ただこの際一言付け加えておきたいことは来年度予算の編成方針といたしましてなるべく政府の財政投融資をふま

えての仕事をやりたいと考える訳であります。そうすると一般財源の活用範囲が広くなり自己財源に比べまして大きな事業量が遂行出来る訳であります。残念ながら原田の集会所の増築と云うことになりましてその手当てが非常に面倒になる訳であります。全く単独事業でやるよりいたしかたない訳であります。しかし放置はいたしておきませんので、この点もご承了

願いたいと存じます。それから海岸保全につきましては課長から詳細について説明をいたさしますが、実はバラスが護岸に迫り上がって参りまして波を逆に誘導するような格好になっております。それで大きな波があると大変なことになると考え、その対策を考えてみたりました訳です。その後資料にするために最悪の状態の写真をとるに努力したのであります。どうしたものが昨年からの機会が少なかった訳です。それで原田漁港の防波堤が出来たためにその心配がなくなつたのではないかと思つていささかよかつたと考えておた訳であります。最近の時化でも

つて又、そのような事態が明らかになつて参りました。何とか対処いたしたいと考えておりますが、課長から行政内容についての説明をいたさします。ご了承願います。

島野課長答弁

海岸保全事業の問題に入る前に若干、道路の問題について説明したいと思つております。谷地町の道路の問題については、実は佐井村総合計画は現在作成中で、いざれ振興審議会を経て公表されるものと理解しておりますが、現在建設課で所管している道路の総合計画については完了しております。その中でいざれ舗装になる谷地町線については国費二分の一をもつて五十

年度施工いたしますので両側の側溝、道路改良は完全出来るものと思つておりますのでご了承願います。それから海岸保全問題については四十八年の議会に於いて松沢議員から質問があり、その際四十九年度以降に海岸事業五ヶ年整備計画がなされますのでこれで原田の海岸事業も出来るだろうと云う想定のもとで答弁した訳です。その後、県主管課いわゆる土木事務所、河川砂防課と協議しておりますが、あの護岸の海岸保全事業については災害復旧事業で施工されたと云う経過がある訳です。それで災害復旧事業で施工された海岸保全事業につきましては国費・工期はつけられないと云う一つの行政の仕組みがある訳で、それで単事業として採択していただくように再三要望を申し上げている訳ですが、昨年来の公共事業の抑制と云う関係で現在なお着工出来ないままになっている訳です。

先程も村長が申しました通り、いざれにしても五十年年度又はそれ以降になるかどうか分りませんが着工出来るように再三要望する所存でございますのでご了承願いたいと思つております。施工方法については消波工がいいのか護岸かさ上げがいいのか、この点はその時点で検討したらいいのではないかと云うように考えております。

先程も村長が申しました通り、いざれにしても五十年年度又はそれ以降になるかどうか分りませんが着工出来るように再三要望する所存でございますのでご了承願いたいと思つております。施工方法については消波工がいいのか護岸かさ上げがいいのか、この点はその時点で検討したらいいのではないかと云うように考えております。

奥本 文男議員

産業の基盤整備について伺いたします。



石油危機が端を發し、世界的不況下の中で物価はどんどん上昇を続け、ついには狂乱物価となり昨年来よりインフレと云う悪性の病に取られた消費者は完全にノイローゼになっていることはかくし得ない現状と思います。我が村におきましても石油危機の次には食糧危機が必ずやってくる。こう云うことを考えなければなりません。学者が申しております。食糧危機はすでに世界の国々の中で起きてくることは皆さんご承知のことと存じます。最近政府も食糧危機の重大さを知り、減反政策から百八十度の転換をし、耕作田の復元を農民に迫っておりますが、ある程度の復元は出来ると思いたしまして現状の農政の中では採算の取れない農業経営はもうごめんだとして働く気力を失い農業を見切りをつけた者も数多くあることを認めざるを得ないのであります。かつての農業政策のあさはかさをとくと考えざるを得ないのであります。今こそ農業政策の抜本的改革を望みたいものです。終戦後、我が村

におきまして食糧事情の逼迫から脱皮するため農民は汗を流して血のにじみ出る思いをして食糧の増産に励んで来ましたが、昭和二十八年度当時の佐井村の財政額は約四千二百万円程度でありました。この時に佐井村では土地改良事業の計画が進められその総工費は約六千万円の多額の金を投じ、この事業の着工にふみ切ったのであります。農民は食糧の自給自足と云うことを深く身にしみていたからこうした莫大な金を投じてもその事業の完遂に努力されたものと思っております。当時の関係者の偉大な政策と努力と決断を心から賞賛しているものであります。この偉大な決断と努力が実を結び、今では中道に黄金波打つと校歌に取り唱われるようになってきていることも感慨無量であります。しかしあれから二十数年、農民は多額の借金を返済することにはかりしれない苦労をしたことを忘れてはならない。こうした先輩方々の血のにじみ出るような苦労で築かれた唯一の基幹産業も時世の流れと政策の失敗等で年々荒廃されていく姿を見て誠に残念でなりません。水田のみならず畑作農業に於いても同様と言えらると思えます。農業と一口に申しましても佐井村の場合には殆んど二種兼業でござります。水田産米生産農家は物価高騰の中で機械器具、農薬、肥料、賃金と

一切の経費を合計してみますと殆どどの農家は赤字でござります。故に農家個々を調べて見た場合、兼業ですから漁業あるいは出稼ぎ等でそうした赤字を補填していることは間違いございません。一体しからば生活状態はどうであろうか。漁業に於いても海産物は全く皆無状態。鮮魚その他に於ける水揚げ総額は昨年よりは確かに多いようだが、各種資材の高騰で決して生活の面では楽なものではないと考えられます。特に漁業は広範な地域の特産を高度に利用しての産業であり、特に村の経済を大きく左右するこれまた唯一の産業であると言えらるでしょう。もう農業ともに政策が壁につき当たった今日でござります。ただこうした面におきまして村はしからばどうせざるを得ないのか。村当局は産業の無策あるいは重要さを無視したと云うのではない。これまで出て来るだけの助成援助は特段の配慮をしていることは充分承知しております。ただ私の思うに、あまりにも政府の政策のみにたより過ぎてはいまいか。村財政の乏しさも充分わかります。最近では一割自治しかも総需要抑制と自主財源にますますゆとりがなくなると考えられますが、各種事業一部に繰延べがあつたとしても住民の生活の安定を守るためには産業の育成と

基盤整備の確立にはいかなる場合に於いても怠つてはならないと思えます。今こそ総ての産業の改善を計り、将来の展望を持つ姿勢がきわめて大切な時であると考えられるのであります。ただ助成をすればいいと云うのではなく各種産業を根底から洗い直す必要があると思うのであります。石油危機から食糧危機そして今度は金欠危機と重ねておし寄せて来ると私は考えるのであります。そこで私は政府の政策を高度に利用する中で我が村の産業が将来の繁栄に結びつくよう努力してこそ政府の政策の高度利用と言えらるのではないかと思うのであります。農漁民の関係者と数多くの懇談をし、将来にいくののない政策を進めてもらいたいと、ここで私は強く要望申し上げる次第であります。これにつきま

しての村長の施策を伺いたしたいものであります。次に雇用保険法反対について村内総ての産業が不況と云う中で最も確実に現金収入を得るのはやはり出稼ぎ収入と云うことになりま

す。今までは三次産業として村の経済をゆさぶる唯一の産業であります。ところが最近出稼者に不況の風が吹いてきました。日本経済の安定成長への一過程と言われる不況は農漁民の生活と生産の体系を根底から崩そうとしているし、出稼ぎや誘致企業への就労の難しさは当面の生活をおびやかすだけにとどまらなくなつてしまつたのです。出稼ぎの雇用期間の就労が終つてからの保険金まで奪い取るうとしてるのであります。このような不況の中で雇用保険法を改正することは言語道断であり断乎反対すべきであります。ある調査資料によりますと東京管内三百社を対象に出稼者採用予定を調査したところ倒産あるいは金融引き締め等で人員の整理などで採用を予定している会社は現在のところ、たつた三十四社にすぎない。この内訳は製造業十六社、建設業十五社、運輸業一社、サービス業一社、その他一社になつていゝるそうです。採用検討中と云う会社は建設業十三社、製造業七社、その他二十二社となつていゝることが、調査の結果であります。いづれにいたしましても明春はきびしい時点に追い込まれるのではないかと心配です。地元産業が充実していない我が村で出稼者による収入なくして佐井村の経済が成り立つてでしょうか。こうした現状をふまえた上で県及び各町村は安易な考え方でなくもつともつと真剣に今臨時国会に提出される雇用保険法改正案に反対し、場合によつては実力をもつて阻止する態度を強く打ち出すべきであると思うが、村長の決意の程を伺いたしたいものであります。

村長答弁

第一点の産業政策の確立と云うことでありますが、我々が生活するために自然と取り組んで収益を上げていかなければなりません。そう云う立場から産業は我々の身近な生命線と言つても差支えないことはお話の通りであります。ただ貧しければ貧しい程試行錯誤は許されません。効率的なそして確実な方策を取つて参りませんと逆に村民が困窮の道をたどらなければいけないようなことになりますと大変な話でございます。このように点から考えまして例えば三年前に我々が考えていたことが現在の世相と比べてみるといういろいろな面で想像もつかないような現象が出ております。長期計画を立てても基本となる社会全体の情勢がはつきりした基盤に立つておりませんといろいろな社会情勢の激変は争われないものではないかと考へる訳です。こう云うような立場から考えますと長期的な計画を立ててそれに産業従事者の意志を集めて育成していくことは最も望ましい形であります。その道を選ぶことが非常に面倒になつて参る訳です。今迄私の歩んで来ましたが、り方は産業対策と云う程大きな言葉は申されませんが、確認してそれに対処していくと云う方法で参つたのであります。結局、政府の

政策それから社会環境の情勢それらのものにてこれではいけないといと云う目処をつけその育成に携つて参つた筈でございます。従つて奥本議員の構想は尊重いたさなければいけないことではございませぬが、その立案と云うことになりますと単に佐井村だけの英知を集めてでは解決することが非常に困難ではないかと思つてあります。この点につきましては各産業関係団体、漁業に於いては漁業協同組合、農業関係に於いては農業委員会、そのような各団体におきましてやはり産業開発についての考えをほり出してそして村自体に知恵をかりして下さいますことを折にお願い申し上げておきたいと存じます。その際はその政策実施についてやぶさかでないことを申し添えておきます。それから失保問題でございしますが、現在の我が佐井村の状態から言いますと今の雇用保険法は誠に改悪でございます。常日頃、私が申し上げて参りました通り佐井村の産業基盤が出来上がつて佐井村全住民がこれから所得を上げるにいい時点になるまでは失業保険法もいわゆる第三次産業として尊重していかなければいけない。その時間稼ぎとしての失業保険の活用と云うようなことを考へておつた訳であります。ただ今の安全雇用法が実現いたしますと我が佐井村とすれば産業構造の

上から言つて非常に打撃を受けることは当然でございます。又、出稼者自体も三ヶ月と云う期間が二ヶ月足らずに短縮されます。家庭に於いての慰勞、家族の団らんと云うような期間が非常に縮小される訳です。これは単に季節労働者の既得権を著しく侵されるばかりでなく佐井村の家庭生活につながることも、このことについては新聞でも佐井村助役談として出て、すでにご承知のことと思つてあります。ことに残念な立法でございます。しかし日本国全般的な立場から言へば必ずしも労働者全員がこの問題に反対ではないところに佐井村の泣きどころがある訳です。ただ今、実力行使してまでもと云うような表現でもつて強く訴えられましたが、行政面で我々の出来る範囲内で誠実な反対の意思表示をいたしていきたくと存じます。改悪の実情は充分わかつております。しかもそれが目の前の村民の生活、職業につながる問題でございますので私も本当に切実に受け止めております。出来るだけのことを行なつて参りたいと思つてあります。その手段、方法等につきましては友好団体等にも呼びかけ、あるいは反対の意思表示の方法等について名案がありましたらご提案下さい。喜んで採用し、実行して参りたいと存じます。

再質問

産業団体の育成と云うことで中身が出ていませぬので分りにくいと思つていますが、私が言っているのは各団体とそうした内部の産業面をどうすればいいのかと云うことをひざを交えて相談する機会をもつて改革していかなければいけないと云うことなんです。例えば私達がウトロの漁業を視察して参りました。ここでも出来ることは沢山ある。さげ、ますのふ化でも何でもやればやれるものがある。将来の展望と云うことはそこに出てきたのです。そうして収入を得るような方策を立てていかなければ大変なことだろう。私はこう云うことから心配申し上げてお話ししているのでございます。そう云うことを今後充分関係者と話し合い基盤整備をしていただきたいと云うことでございます。それから失業保険の問題ですが、単的に九十日の保険金が六十日になつたと云う安易な気持ちではだめだと云うことです。例えば金融引き締めやいろいろな問題で会社が倒産すれば雇用するところがなくなつてしまふ。それが大きな問題だと思つて。これこそ大いに考へるべきじゃないか。金の問題でなくなつてしまふ。果して春になつて雇用するところがなくなつてしまふ。それが佐井村からどこへ行つて働

くのか。佐井村では何も出来ないだろう。こう云うことで心配申し上げますのでこれには積極的に戦わなければいけない。いかに実力云々と言いましても出来ることと出来ないことがありますが、そう云う気持ちをもつて対処してもらいたいと云うのが私の願ひでございます。

村長答弁

いくら役場の窓口を広げても村長自体に積極性がなくと広げた窓に風が通るだけになる訳で、ご指摘の通りでございます。今後もう少し積極性を涵養して参りたいと存じます。又、失業保険法についてもご主旨は充分わかりましたが、幸い奥本議員は社会党に所属いたしております。その政党を通じて大きな問題の解決につきまして格段のご努力をご期待申し上げます。

大畑 勝義議員

私は先ず最初に公営住宅の件について村長にお伺ひいたします。



最近地域住民の中に借家を求め又、住宅地を求めて「どこかい所がないか。」と云うことをよく耳にいたしております。それは佐井村

全般からみた場合微々たるものだと云うことは分りますが、やはり小さい問題であっても村長は心づかいすることは大切ではないかと思ひます。今から十三年前を振りかえつて見た時、石沢さんの土地を石沢さんが快く村民のために解放され、十三年間に大体四、五十軒の家が建築されました。今はそう云ういい場所もなくやはりこちら辺で村当局はこの問題を解決するに乗り出すべきではなからうかと考えます。中学校を卒業された二男、三男は都会生活を営み、現在の物価高、又、倒産とかいろいろの問題が重なつて故郷へ帰つてくると云う話してもたまたま耳にします。そうなると分家しなければならぬ。分家するには土地とか建物とかいろいろの問題があるのでもう云うことを関連して村長は考える必要があると思ひます。私はこれから聞き、見て参つたことを念のためにお話ししてみたいと思ひます。今年の一月、私は易国間の住宅地を訪れました。あそこには二十棟の建物があります。そのうちの十戸はおおむね十坪、残りの十戸は二十坪と云うように二段階になつており、先ず最初に二十坪の方の住宅を尋ねてお茶をかわしながらいろいろお話を参りました。先ず、「あなた方はこの住宅にお世話になつてどう云うことを感じているか。」と尋ねた

ら「私達は住む所もなく幸いこう云う住宅に恵まれて何ら申し分がない。ただただ感謝の念にたえない。」こう云う一言でした。次に十坪の方の住宅を尋ねました。同じことを尋ねたところ「村のこれだけの施設のことについては感謝はしているが、ただ一つ問題がない訳ではない。それは昔の言葉がよく使われるが、カツオブシをそこに置いてネコに番兵していろと言つてもそれは無理だ。」と云う話でした。どうも私はピンと来ないのでも「それはどう云うことで。」と言いました。「よく聞いて下さい。」「ここには茶の間と寝室の二室よりない。夫婦二人のうちはおもつてもふさわしい室であつたと感じておつたが、最近子供も出来たのでそこにも一つの問題がある。」そういうことも伺いましたので、それがどう云うことを意味しているのかと云うことを私なりに考えて見ました。それはやはり一室では狭いんだ。子供が出来たらせめて三室以上の建物がほしいと云うことです。従つて若し、村長がそれを造る場合どう云うことも充分考慮して住民の期待に添ふような建物を考えていたかどうかと思ひます。

次に体育館の問題でございすが、昨日も一般質問にありましたので詳しくは申し上げません。ただ昨日の場合は村長に対してであつたので私は教育長にお伺いします。先ず、昨日、石沢さんがおつしやつた通りスポーツ、健康あるいは児童の育成、青年の育成、そう云う面から考えても私は必要だと思ひます。この体育館を建設するにはいろいろな方法があると同つております。その一つに雇用事業団の關係で殆んど国庫負担で建つと云う話も聞いております。しかし私は詳しいことはわかりませんのでどのような方法があるのか。又、これは今直ぐにと言つても当然面倒な面もあるだろうし、長期に亘つて計画をたてなければならぬことはじゅうじゅう分つております。もし、そう云うような面があつたとしたならば教育長は県の方に行つた際によく確かめて現実に実行するように努力してもらいたいと云うことでございす。私は単に体育館と言つても今言う通り労働者を対象にした体育館であり、それはやはり最近出稼者の多い佐井村に於いて冬期間の失業に入つた場合、その出稼者の体力作りすなわち次の職場に対する体力作りはこの冬期間のうちにしておかなければならない。そうすればやはり室内のそれにふさわしい場所が必要だと私は考えます。

と云うことは東出さんも獣医の経験がいささかあるのと思ひますが、さんご承知のことと思ひますが、仕事を休み、そして仕事につれてくる。その際準備運動をなさらず仕事をさせると一寸した坂を上がっただけでもけいれんを起して馬が倒れる。すなわち運動不足で、人間もそう変わりはないのではないかと思ひます。こう云うことをよくふまえてこの問題について教育長に取組んでいただきたい。又、どのような考えをもっているか所信をお伺いします。

次に道路問題でございすが、これは松沢さん、横浜さんが質問されましたので私なりに一点だけお願いしておきます。まだ未解決になつて現在見た目では村道であるように見えますが、中身は村道でない、つまり個人の土地である。そう云う箇所も佐井村には相当あると思ひます。やはり道路改修するには先ずその問題から解決していくべきではなからうか。それについて検討してもらいたいと思ひます。以上でございす。

村長答弁

第一点の公営住宅の建設の件でございすが、衣食住とよく言われております。当面の生活に欠くことの出来ないものの中に家屋も入つてゐることは当然であり、その家屋の定義の中には人間本来のぼん悩を充足させるための諸要点もその中で充足されてゐると云うことはただ今のお話しでも改めて感得した訳であります。いずれに

いたしましても重大な問題でございすが、公営住宅を建設することは民生安定とそれから佐井村の物価対策というよりも主として土地価格対策として欠くべからざるものだとは考えております。いずれも重要な要素を含んでおる訳でございすが、以前から公営住宅の計画は県自体でもつて進めておりました。それでもつて住宅問題の解決をして参つてゐる町村も多々ある訳でございすが、我が佐井村では当面の問題の重要性は考えながらも他の需要に應えるために手がとどかないでゐる状態になつております。重点的な立場から今後、行政サイド等の援助の状態でならみ合せまして計画を考えていきたいと存じます。ただ今大畑議員からお話しがありましたが、雇用促進事業団について、これは実は私も担当者から会議でこう云うような話があつたと云うことで始めて分つた訳でありすが、雇用促進事業団ではその事業の一貫といたしまして第一点の公営住宅であります。内容的にどう云うことかまだ詳細に調査はいたしておりませんが、労働者の住宅という問題が一つで事業団の事業として考えております。それからもう一つは体育館の建設関係のことです。これは昨日石沢議員からご質問がありましたがこの際にご答弁申し上げる内容に

もれておりましたのでお二人にあわせてお話し申し上げます。やはりこの雇用促進事業団では地元の福祉施設の一つとして体育施設も

教育長答弁

含んでいるように聞いております。これは土地関係や何かは当該市町村でもってまかない、建設費つまり地上物件については国庫負担でやると云う内容でございます。話し筋書きから云うと現在の我が佐井村の失業状態と現況の要求等とにらみ合わせてびつたりな政策になる訳でございます。これをもって解決が出来るものと早急に作業を進めたいと思っております。その前提といたしましてこの雇用促進事業団と云うものの実態と事業内容の状態を更に調べさせましてこの二つの事業が出来れば幸いと存じる訳でございます。この二点につきまして第一の望みといたしまして先ずこの制度自体にのつかる方法を研究してみたいと考えております。

次に道路についてでございますが、道路、漁港、医療問題は佐井村の三本の柱でございます。この三つのことについては毎年度の予算編成にあたっていく分でも前進したように努力いたしている筈でございますが、思うような効果が表われないことを非常に残念に思っております。五十年年度予算編成にあたりまして同じ姿勢で前向きに取り組んでいきたいと思っております。

大畑議員から体育館の建設と云うことで質問がありました。これはここ数年に亘つての村民の強い要望であると理解しており、教育委員会へも一年でも早く体育館を造ってもらいたいと云う気持ちも参っております。しかし産業基盤を先ず第一にと云う村の考え方がございます。なかなかその実現の目途をいつにしておくかと云うことも困難な状態にありまして、先程村長から雇用促進事業団ですか、そのような方策もあると云うことですが、私も最近聞いた訳です。そうであれば同じような施設を委員会の重点として取り上げるよりも補助関係の率がよかつたらその方でも進めてもらいたいと云うことで担当課長から村長の方に話してもらおうようにしてあります。そのことでもってただ今村長からの説明があつたと思っております。いずれにいたしましても私もやはり体育館を早くほしいと云うことはただ学校体育に限らず村の体育の振興と云うようなことからそのお願いを強く持つていて、ことを改めて申し上げ、答弁に

かえます。

再質問

これは村長、教育長に関連したような形で伺いたいと思っておりますが、公営住宅にしろ体育館にしろ、やはり実現までには相当の時間がかかるので建てる前に用地問題です。それから考えるべきだろうと思っております。従つてこれは早急にと云うことは当然無理だと思つて、やはり長期計画の下で考えていただきたくないと云うことをお願いして終ります。

村長答弁

私も全く同感に思います。計画実施の段階になりましたならば、ご協力を折にお願い申し上げます。感謝の意を表したいと思つて

村長答弁

補足申し上げますが、道路関係

川畑 寅吉議員

先ず産業団体の育成について質問いたします。



本年度佐井村漁業協同組合の当初予算計画はいくらかの赤字が予想

されるもの、私はまずまずの成果があるものと期待しております。しかしその内容は近年まれにみる最悪の年であります。なぜならば予算計画は唯単に水揚高そのものばかりでなく購買とか信用事業とか又は利用事業、施設利用料あらゆるものが含まれております。又重油を始めとして各種漁業資材の高騰、設備投資の増大又は生産物の減少、下落等によるものであります。このことは漁業協同組合もより行政に於いても大きな問題として取り上げなければならぬであろう。なる程物価は天井知らず、しかし漁民の生活は下落、店頭に出回っているものは高いそのしわ寄せが生産者にはねかえつてきたのでは漁民は泣くにも泣けない状態であります。この矛盾はどこにあるのか。村当局、議会が一体となつて調査団を派遣するとか関係機関に調査方を依頼するとかその原因を究明し、それを基礎に今後の対策を考え通産省に問題

を訴えらるとか、例えば流通上問題があるとしたならば大型低温倉庫の誘致を国に働きかけ、ものによつては第二次加工の対策を進めるとか産地直売方式を行なうとかあらゆる面から検討いたし、いずれにいたしましても私達低辺にある漁民の力ではどうも決不可決な問題であるので村長の重要施策のAランクとして取り上げるべきと思つたが、見解をお聞きしたい。肉牛対策については先日の諸先生方の質問と全く同意見でありますので質問いたしません。

次に漁港問題について伺います。五次計画に入つていない漁港のうち、県管理漁港の局部改良予算限度額三千万円に問題があると思う。最近の物価、人件費等からして事業量がおのずと少なくなることは言を待たない事実であります。そこで私は限度額増額を強く訴えるべきと思つた。ただ増額してもそれを消化しなければ絵に書いたモチと同様であります。例えば今年八百万円の予算がついたとしても五十年二千二百万円消化されるのかどうか、否、私は是非消化され、事業の完全実施をはかるよう村長の政治手腕に期待するものであります。

次に救急車対策について伺いたい。現在大間分署に常駐されている救急車は時間的にも又、運転手が地理的に不慣れな点で支障

を来たしている場合があり得ることと思う。又、救急車、佐井常駐によつて昨日の一般質問にありました車代の負担も解消出来るものと思われま。が新年度予算作成にあたり考えるべきと思うが、その見解をお聞きしたい。

次に最近各市町村で印鑑証明を手帳制にすることを検討してあります。これを実施している町村もありません。この手帳制は非常に便利で印鑑を一回登録すれば次回から実印の持参なしで証明が取れるものです。しかも盗まれても悪用されない利点があるとされております。現在でありますと証明を取るに相当時間がかかると思われるが、この手帳制は一分も要すれば出来るとされております。私は別に人の真似をするとううのではなくよいものは取り入れるべきと思う。その他の証明はともかく印鑑証明は五千人住民が一度は必ず利用されると思われま。すので住民サービスをもっととする松谷村政は住民サイドに立つて物事に対処して行くべきと思われま。すのでこれに対するご所見を伺いたい。最後に通告はしなかつたが、野平地区の除雪対策について建設課長の見解をお伺いして私の質問を終ります。

村長答弁

第一点の産業団体の育成の問題でございますが、これは産業団体の育成と云うよりも当面の問題とすれば産業構造上の問題点と考え

られる訳でございます。このような観点からみると一地域の問題ではなく中央市場を中心にした対策を考えなければいけないと考える訳でございます。そのようなことから考えると私は青森県が海岸線が長くその上に立つた漁連と云う組織がある訳でございます。この漁連の活動を考える訳でございます。佐井村一つだけの小さな視野からではただ今川畑議員のお話のございました通り高度の知識を持つた方の市場調査あるいは官公庁の資料等の調査と云うことも生じて参りますが、佐井村一つの問題ではとても期待される解決にはならないのではないかと考える訳です。青森に「白井」と云うお茶屋さんがあります。その方が二年前前に佐井へお出でになり、佐井の海産物の流通機構の問題に触れられ、「しじみと同じように自ら市場に物資自体をぶつけていくともつと需要と価格は増大するのではないか。」と云う話してございまして。こう云うような問題は小さな視野で現在の経済市場の盲点を突くと云う格好になる訳ですが、大量の物資と云うことになるとこのような手段ではとても解決が出来ないと思ひます。従つて何よりも生産物に関しては漁連自体を漁民の力でもつて動かしていくことが大事ではないかと考えま

す。村内的な産業団体としての漁業協同組合については計画事業によりそれぞれ多分の補助はいたしてあり、今後ともこの態度を崩さない覚悟でございますのでご了承願ひたいと思ひます。それから漁港問題でございますが、この問題については単に佐井だけの問題ではございません。第五次計画の漁港所有市町村の全部の悩みでございます。四十七年度の五次計画の成立当時と今との物価では五十程度度のひらきが出てくるのではないかと思ひます。お説の通り当時百萬元の事業量で出来たものがそうなつて参りますと六十%より出来高から言へばそう云うような状態になる訳です。従つて金額消化と云うことは出来るかも知れませんが。かえつて出来やすくなるかも知れま。せん。貨幣価値が下つておりますから当時の百萬元と現在の百萬元と云うことになりま。す。帳簿上のウエイトから出しやすいく訳でございます。先般の漁港大会に於いてもこの点については金額の増、計画の完遂を強く訴えております。中央政府にもある程度響いてゐるものと考えま。す。それから救急車の対策でございますが、人命尊重と云う点から云うとご配慮の点同感でございます。あまり大きな計画でない範囲内でもつて救急車を常置するような方法を配慮いたして参りたいと思ひま。す。印

鑑証明事務でございますが、これは民生相談課で現在そのようなシステムに変えるべく研究作業中でございます。あるいは五十年から実施出来るのではないかと考えております。ただ若干、システム改良に要する経費が出て参ります。その試算はまだ出来ておりません。それらとにらみ合わせてなるべく早く実現するように努力いたす覚悟でございます。ご了承願ひたいと思ひま。す。

建設課長答弁

除雪の問題についてでございますが、昨日も村長から概略説明があつた訳ですが、現在、除雪対策に充当すべく機種はブルドーザー一台、それから除雪ダンプ一台を持つております。この二台でもつて磯谷、牛滝間は充分果せるものと考へております。ただ野平、牛滝間は特に降雪が多いので又、当然車を途絶することは出来ないのて出来るだけの努力を払う積りであります。幸い、野平部落内にブルドーザーを持つている方がおります。昨年も借りて充當した訳ですが、今年もどうしても直営のブルドーザーが配置出来ない時に於いては借り上げする予定をもつております。又、今年は降雪が多いと云う予報でありますので現在、県から借り入れしてあります雪上車も一応配置したらどうか

長後 雄二議員



と、こう云う点も現在検討しておりますのでご了承願ひま。す。

私は地域住民の立場に立ちまして一般質問をするものであります。先ず第一に雇用保険法案の再提出についてお尋ねするものでござい

ます。出稼ぎ不況の中で出稼ぎ求人落ち込みを出稼ぎ者自身どう受け止めてゐるのかについて聞きただして見るならば、今までのように求職を選り好み出来なくなつたりあるいは就労しても時間外の制限などで収入の減を覚悟してゐると云う深刻さが今日の状態でありま。す。ところが政府は先の通常国会で審議未了、廃案となつた雇用保険法案を今の臨時国会に提出成立を計る方針を固めたのであります。同法案は現行の失業保険を抜本的に改めるとの理由のもとに実質的には出稼ぎ者、季節労働者の犠牲の上に立つて何とか不況対策の決め手にしようとしてゐるのであります。例えば不況で操短などに追い込まれた企業が従業員を雇用したまま一時帰休させる場合、企業労働者に出す休業手当に對して国がその半分から三分の二を交付金として支給するなど云うも

ので労働省はこれにより企業の首切りが自粛できると期待し、先の通常国会で反対にまわった野党や労働団体の中でも同法案の失業防止機能に注目、その成立に加担するような姿勢があるとされ厳しい情勢であります。ところがこの交付金は特別会計でやりくりしなければならぬとあつてその金繰りを出稼者が受け取っている失業保険に目をつけた同省だけにこれまでの失業保険給付資格は失業保険制度上問題があるとして九十日から一挙に四十日分を削つて五十日に見込むとすることで出稼者、季節労働者の切り捨てをはかつた上で企業合理化を進めながらより一層の低賃金で労働力をつなぎとめようとのたくらみであります。年間十万人の出稼者を抱え失業保険だけで年間五十二億円、リング収入に次ぐ収入源になっている青森県、そして佐井村でも年間約五百人以上が出稼ぎを余儀なくされ、漁業収入に次ぐ出稼ぎ專業者であります。保険金が出る三ヶ月が家族と一緒に困らん出来る幸福な憩いの場であり、その機会であります。人口四千七百人の佐井村は家族を含め約二千人が雇用保険法案の成立がなるならば生活が破壊され、物価高、不況で更に圧迫されることは必至であります。佐井村議会に於いても雇用保険法案に反対決議をした先例もあるだけに、

村当局を先頭にこの法案に断乎反対されることを望み今後の運動並びにどう対策方針を示していくのか、これについて村長、助役、関係課長のご答弁をお願いするものです。

課長のご所見をいただきたいのであります。

次は統一地方選の首長出馬にどう云う態度をとるのかお尋ねしたいと思ひます。統一地方選のたたいは早くも進められていると言つても言い過ぎではないと思ひます。すでに衆議院の解散を想起した予定候補者の売り込み、県議選への呼びかけや立看板、ポスター顔写真、その運動に乗つかつての売名行為等勘ぐるに値いするところあります。そこで松谷村政の誕生を省みるとき佐井村の歴史を省みるが如くの村を二分したしきの削るたたかひの結果のことでした。

それは故に松谷村政に対する期待も多く又、敵がい心も大きかつたことは記憶に生々しいところあります。福祉優先、対話の政治と革新色に彩られながらも前途は淡々たるものでした。医師の更迭にも似た無医村状態の少期間、水道破損、汚濁、漁民大会にも発展した海水汚染の追い打ち等、又、財源難、前任者の行政踏襲の歪松谷カラーは予想外に淡かつたかの感がなきにしもあらずとなつたのであります。しかし、清潔と慎重として忍耐強い人柄がこの厳しい難関を押し切つて赤字団体指定寸前から黒字への追求が見られるに至つただけに福祉行政は患者輸送費の半額負担実施、寝たきり老人への巡回風呂施設等数々の業績は見

られるにしても全般的には公約の実現が薄かつたのではなからうかと思はれるのであります。そこで私は東奥日報紙の報ずるところによれば、県内には異色の存在としてただ一人の革新首長候補と松谷村長を高く評価しているようです。又々、対抗馬のない無風地帯とも評しております。私も勿論高く評価されるに値いしてほしいと念願する一人であります。おしむらくば対抗馬がないと云う状況下で安逸になりかねないのではないかと危くするのであります。この任期中に期待出来なかつた公約の追求がより濃厚に松谷カラーを推進してもらいたいのであります。村長は次期首長選に望むのか。望むとしたら推薦基盤をどこに依拠しようとしているのか。社会党や地区労を推薦母体にするのかどうかを伺いたいののであります。去る十一月九日開催された佐井地区労働の定期大会で地区労働推薦を決する際に白紙に返すようにとの、そうした村長の口からの望みがあつたと承つていたのであります。その驕然とした一こまもあると承つていたのであります。革新としての態度の程に動揺と不安があるのではないかと危くを感じてなりません。中央直結に背を向けることとは容易でないことも理解出来るにしても強固な意志と確信がなければならぬことはご承知のところ。野辺地町長は社会党の党籍を持つており、むつ市と佐井村と力を合わせて行きたい。ほたて推進をはかりたいのことも談話されているようですが、その点もふまえてどのような政策で望む積りかも加えて所信の程をお答え願ひたいのです。以上をもつて私の質問を終ります。

村長答弁

次に危険防止対策の緊急についてでございます。現在、黒岩地区の船揚場、すなわち斜路の完成を目の前にして懸案であつた待望は周辺受益者、漁民一同の喜びはたとえようのないものと存じ、心からご同慶であります。ところが反面に亘り今後想起される恐れのあることは転倒、怪我の事故であります。すでにのり、こけ等によるところのすべり、薄氷等は傾斜度に拍車をかけてすべりを増しているものであります。特に青く美しい海辺だけに長いこと小、中学生の海水浴場でもあるところからその危くは多とするものです。更に引き続いて波返し堤防が造られるとした場合、より危険が伴われるのであります。よつて将来は海水浴場を取りやめさせなければならぬと思ひますが、ここを代替えさるためのプール、遊び場を考えなければなりません。体育館もさることながら小さな子供達や小、中学生が自由に遊び泳ぐためにも児童館とプールを望むものです。がその間の緊急策をどのようにするべきか抜本的にお示し願ひたいのであります。村長、教育長、建設

第一点の雇用保険法案いわゆる失業保険法の改悪についてのご質問でございますが、従来、季節労働者に対するの利害得失についてはそれぞれの立場から随分論議されて参つておりましたが、少なくとも我が佐井村にとりまして多数の季節労働者の存在により村の経済を保持している現在、絶対これに反対しなければいけないと云うことは私自体も同様でございます。このことにつきましてはすでに吉田、奥本両議員からお話がありまして昨日、それぞれご答弁しておつた訳であります。たまたま長後議員は不在のためその状態がおわかりにならなかつたと思ひます。要約いたしますと絶対反対の立場でもつて対処いたして行く姿勢でございます。その実践方法につきましては町村長と云う立場の活用の範囲内でもつて出来るだけの阻止運動には参加

出来るだけの阻止運動には参加

出来るだけの阻止運動には参加

たして参りたいと存じます。

第二点の危険防止の問題でございますが、斜路が出来たために危険性があると云うようなことですが、いかにも考えてみますと当然でございます。抜本的な方策如何と云う答弁の要求でございますがさしあたっては児童、生徒の保護者それから教育機関等とも協議いたさなければならぬ訳であります。私自体の考えから申し上げますと一応は禁止区域としていくより仕方がないのではないかと考えております。又、プールの建設をご提案のようですが、体育施設、児童施設等の面から考えまして体育館、運動場等との均衡を考えるとうエイトはどうしてもプールの方が後まわしになるのではないかと考えております。非常に残念でございますが、季節的なプールの活用状態から考えてその前にやらなければならぬ児童施設あるいは体育施設が必要ではないかと考えておりました。順位的には残念ながら二次的に考えております。この点、村の現状とにらみ合わせましてご了承願いたいと思っております。それから第三点の私の四月選挙に対しての質問でございますが私は任期満了までは佐井村の首長でございます。この立場をあくまで崩さず任期終了までつとめて参ります。その事後の問題になりますといささか個人的な問題でござ

いますが、ご質問の概要にお答えするとすれば、私の当選に対しての期待の中には長期的な観点からは正しなればいけない内容も含まれていると私は考えております。従って出来るならば期待に添う実績を残しておくとう云うようなことになるかと考えます。又推薦母体ではないかと考えます。又推薦母体をどう考えるのかと云うご質問でございますが、これもいささか個人的な問題になります。あらゆる村民を対象に推薦母体としていきたいと云うことは私の願望でございます。職業、地位、思想すべてを含めて私の四年間の実績に対して了解と期待を抱いて下さる方には総て推薦をいたしていただきたくと云うのが私の念願でございます。以上です。

助役答弁

雇用保険法案提出についての反対態度と云うようなことについての質問にお答えいたします。それには、今まで私達、季節労働者対策協議会の理事の方々が取り組んだこと等の経緯を若干申し上げたいと思っております。昨日も吉田議員のご質問にお答えいたしました中で申し上げましたが、季節労働者対策協議会は終局的には出稼ぎをしなくともいい村にすることが対策協議会の使命であると考え、地場産業の育成と云うことを昨日申し上げ

た次第でございます。臨時国会へ政府が提案すると云うことはすでに県の態度、村の態度もおそきに失つたが、県の出稼対策室等と随時連絡をとりながらいろいろ協議して参ったところ県は臨時国会に提案されることが確実になった時点で於いて知事を会長とする出稼対策協議会を開いて県の態度を打ち出すと云うことがはっきりした次第でございます。その時に私は県の態度をはっきり確認すべく傍聴に参つた訳であります。乙ばく、雇用保険法については失業、給付事業、雇用改善事業、能力開発事業、雇用福祉事業、いろいろな利点はあるけれどもただ一点絶対反対しなければならぬ点がある。と云うのは出稼者の犠牲に於いて、失業保険給付金の日数の落ち込みに於いて、もつとも脆弱な立場の犠牲に於いてこれを成し遂げようとする点について断乎反対せざるを得ないと云うことが県の対策協議会の結論であった訳であります。それをふまえて対策協議会では県の態度に歩調を揃えていろいろ反対運動を展開しようとう云うことで、すでに反対の旨の打電をし、陳情書も発送し又、

いづれかの形で議会の反対意思表示をお願いしたいということをし入れてございます。ただ残念なことには他の町村では同一歩調でやられておりません。しかし、新聞論その他で充分ご承知のように青森県はその置かれた立場から非常に努力をされており、私達も出来る限りの努力をいたして現在に至っている訳でございます。関連いたしまして、しからば今後の対策と云うことですが、殆んど季節労働の方は帰っておりますので年々年初の間に充分会合を重ねまして事後の対策についてはもつと根回しをし、地道なそして息の長い活動を続けて参りたいと思っております。

村長答弁

答弁の中で誤解を招くような内容のものがあつたように思われますので補足いたしておきます。禁止地域にしたいと云うことはあの部分だけでございまして、お間違えのないようお願いいたします。従来の水泳地域全部の禁止と云う意味ではございませんので誤解のないようお願いいたします。

教育長答弁

危険防止対策についてお答えいたしますが、危険防止と言うよりも事故防止につながるだろうとう云うような考えでございます。実際

の斜路の完成をまだ私も見ておりませんが、水泳の時期になる前にその実態を充分検討して対処したいと考えております。尚、プール、児童館については村長から答弁がありましたので省略いたします。

建設課長答弁

村長からご説明があつた訳ですが、施設が整備されて当然事故が伴なうと云うことですが、その通りだろうと云う感じがしています。又、斜路の完成に伴なつて実は、昨日現在の既設の護岸から斜路までの間の海岸保全も入札に付している筈でございます。もう着工する段階までできていると思えます。そうなりますと小、中学生の海水浴に相当の問題も提起されます。

それで先般も漁港事務所がこの問題を提起し、「何とか海水浴場として利用している訳ですからその出入りの対策を構じていただきたい。」と、要望を申し上げておつた訳ですが、「今の工期の中ではその考え方はもっていない。ただし、その考え方は充分理解するので来年の海水浴期までには階段を設置したい。ただ漁港の考えから申しますとあくまでも海岸保全の背後地は干場であるとう云う理解に立つて漁民のための階段を設置する。」と云う説明でございますのでその点一応お含みお願

たいと思います。

再質問

村長の答弁の中でプールは第二段になると云うことは承知しますが、その第二段以前に例えば体育館あるいは児童館を造るんだと云う姿勢があるのかどうか、ただそう云う考え方にあると云うのではなくその辺を明らかにしてほしいと思います。又、階段の問題でもありますが、これは海水浴以前の事故の問題もあり得るのでこの辺についてもいろいろ対処していただきたいとこのように要望いたします。それから政策と云うものを要望しましたが、それにはノーコメントでありましたし、野辺地町長との談話についての協力あるいは提携と云うことについても回答がなかったたのでこれをあわせてお尋ねいたします。

村長答弁

第一段的な体育施設につきましては雇用促進事業団の事業として取り入れることが出来るとすれば早急に解決の方向に向かいたいと云うことでございます。この制度に乗っかることが出来なければ、必要度は強く感じておりますが、直ちに時間的約束は出来ないと云うことでございます。ご了承願います。それから政策につきまして「明るく住みよく」と云う抽象

的ことでご了承願いたいと考えます。それから野辺地町長がどう云う機会であろう云う話が出たかわかりませんが、私自身直接の関連性がございません。

西村 福男議員

先ず第一に公害防止対策についてお伺いいたします。



かつて漁業協同組合が漁民の総意で河川汚濁による海水

藻、貝類の資源を守るため、敢然と立ち上がり、この解決のために斗った姿は今だ記憶に新しいところであります。又、パルプ材搬出のため川が濁り、上水道、飲料水が濁り、住民が騒ぎ、この解決にも幾多の困難な問題に住民は勿論、村当局の努力と共に大きな負担を余儀なくされた事実、これ等一連の事件は総て人為によつてじやつ起されたものであります。去る十月初旬、さけ漁を目的とした定置網が武士泊から焼山崎にかけて立て込まれました。これ等からは例年二千万円程度の水揚実績を占めておる訳ですが、この月の末にこの建物が廃船の破片によつて大きな損害を受けました。報告とともに直ちに現地に向き調査したところ、武士泊の境界より少し

佐井づきの方に百トン、五十トンクラスの漁船がそれぞれ二隻、波打際に横たわり、このうち一隻が大破し、この破片が水中に流れ出し網を破つた事実を確認して参りました。更にこの被害額を調査したところ、二ヶ統で百五十万円を下らない金額となっております。

被害を受けた漁民には誠に気の毒でなりません。ただこの廃船をえい航し同地に遺棄した者がいる筈であります。国には海洋汚染防止法があり、この損害賠償や今後このような事態の再度起ることのないように青森海上保安部に調査と処置について依頼しております。

更に折りよく新任の挨拶に来村されました井上本部長に現地牛滝に直接立ち寄つていただいて被害者から実情を報告し取締り方を訴えております。県では昭和四十七年三月二十五日青森県公害防止条例が制定され、この条例の第五条に市町村の義務事項が明記されております。市町村は住民の健康を保護し、及び生活環境を保全するた

め当該地域の自然的、社会的条件に応じた公害防止に関する施策の実施に努めなければならぬ。としております。この施策の実施に努める基本的条例を設けずして住民の生活環境の保全に積極的な行動が出来るでありませんか。公害の発生したとき又、未然に防止するため、今だ残飯、ごみ等を川

や海に捨てている者の規制のためにも早急に立案制定し対処する必要があるかと思ひますが、村長のお考えをお伺いしたいと思ひます。

次に公衆衛生について、大衆浴場としてただ一軒経営を続けている奥本勝英氏のご承知の通りであります。最近の木材業界の不況から燃料の確保が極端に困難となり、経営を続けることが出来ない窮地に追いやられております。一個人とは言い社会性の強い企業であります。家庭に風呂の設備のない人、設備があつても故障で使えない人、又、大衆浴場のふん囲気が好きで利用する人、この利用者は多い日で七十数名、少ない日で四十名程度、大人四十円、小人三十円、一日平均収入が二千万程度であります。これではどう

にもなりません。社会奉仕です。それでも釜に火を入れることが出来ない日はさびしさよりも皆さんに申し訳げがないとぼやいていました。村の直営で経営すれば膨大な経費がかかります。利用者のためにも何らかの援助、施策が必要かと思ひますが、村長のご意見を伺ひたいと思ひます。

次に信用事業が徐々にではあります。協同組合等に対し村の余裕金の中から可能な範囲で結構でございます。預託をいただき、これらの育成に

特段のご配慮をお願い申し上げますと存じます。ご無理のようでございますましたら、取引口座を設けていただいても結構でございます。これに対してもご意見を承りたいと思ひます。更に通告はいたして

おりませんでござりますが、助役にござり結構でございます。最近特に社会問題化いたします。最近特に社会問題化し、人権問題として裁判問題も数少ない病床にある成人、寝たきり老人等の投票が容易に出来るように人権尊重の意味から言いたい。勿論公職選挙法が改正されない限り不可能であることは承知しながらもこの解決のための施策、又、運動展開する必要があるかと思ひますが、これについてのご意見を願ひ申し上げます。以上で私の答弁を終わります。

の答弁を終ります。

村長答弁

第一点の公害防止の関連でございますが、条例を作りましても周知徹底がはかられないと効力が期待出来ない訳です。従つてこう云うようなことから考えますと、条例公布もさることながら公害防止についての呼びかけもまた必要だと存じます。この両面から考えなければいけないので一面に於いては公害関係法令の中で町村に委任されている事項、あるいはもれていない事項等を調査いたしましていづれ設定いたしたいと存じます。

又、海岸にごみを捨てる等、こういう問題については条例制定以前からも呼びかけて防止に努めていきたいと存じております。

それから第二点の公衆衛生のことでございますが、私はしばらく公衆風呂に就いておりませんので実情はよく分りません。実情を調べまして対処したいと思っております。入浴というのは確かに保健衛生の第一ページでございますので考えてみます。

それから協同組合の信用事業の預金関係でございますが、本年度は資金繰りが大体順調にいきました。一時借入れ等も従来から比べると非常に小額になってきておりますが、概して役場の金庫はからになりがちであります。余裕金については村内の産業団体の適性という面からも配慮することが必要ではないかと考えます。いずれにいたしましても金庫の内容とよく考慮し、又、信用事業の内容等につきましても各機関から実情をお伺いして対処したいと存じます。

助役答弁

西村議員のご質問は不在者投票のことだと思っておりますが、確かに前回は在宅投票制度というものがございまして寝たきり老人などでも投票が出来た訳でございます。それは弊害があるということでただ今は出来ない筈でございます。実は

私も朝日新聞に投票したことがあります。というのは選挙は民主政治のお祭りなんだからどんと投票所に構えて有権者がくるのを待っているということではなく投票箱を各戸に持ち回って皆んなに投票させる。そういうことは工夫、創意があれば出来ないことじゃないだろうということなんです。そんな私の持論からすれば確かにマイナス面であると思っております。これは各々選挙管理委員会、連合会等で提起しておりますので私も選挙管理委員の人達と意見交換をしながら出来るだけご期待に添うような努力は続けて参りたいと思っております。

再質問

公害防止条例につきましては県の条例を適用すれば済む訳ですが自らの条例が制定されると非常に解決も早く更に又、住民指導の面でも有利だろうと思っておりますので案あるいは制定にご協力いただきたいと思っております。

第二点の公衆浴場の手当てでございますが、ごくわずかな費用で恐らく済むと思っております。実情を充分ご検察いただいてなるべくご配慮お願い申し上げます。
第三点の信用事業を行なっている協同組合に対する預託でございますが、事実納税組合等の名目を通じて実際の仕事が行なわれている

訳でございます。そういう実情がございしますのであわせて今後ご利用いただけるようご指導願えれば大変結構だと思います。よろしくお願いいたします。

議会のうごき

八月一日	国体準備委員会	十月七日	総務文教、産業経済常	三月二〇日	新幹線期成同盟会総会
二日	ポンプ車入魂式	十一日	任委員会研修視察	一月七日	全員協議会
三日	全員協議会	十二日	郡町村議会事務局長会	二三日	川内ダム建設計画説明会、議会費予算審議会
九日	議会報編集委員会	十三日	委員長会議	二三日	南茅部町制施行十五周年記念式典
二二日	合同議員研修会	十六日	西通三ヶ町村議員連絡協議会	二九日	全員協議会
二九日	物価対策協議会	二二日	北町村議長協議会	二月六日	広域行政協議会研修
九月三日	議会議事常任委員会協議会	二二日	熊谷代議士来村	一〇日	古瀬県議来村
四日	念式典	二三日	下北総合開発に関する県知事との懇談会	一三日	議会運営委員会
六日	県議会議員一行来村、漁港視察	二四日	県町村議会事務局職員実務研修	一四日	第一回臨時会
十一日	公有地に関する調停裁判	三〇日	県議会土木常任委員会と懇談	二〇日	県町村議会議長会定期総会
一七日	理事、政務調査委員会合同会議	三一日	来村	二五日	議会報担当者研修会
二二日	総務文教常任委員会	十月一日	郡町村議会議長会協議会	二七日	郡町村議会議長会定期総会
二六日	第三回定例議会招集	九日	公有地対策委員会		
二七日	休会(議案熟考)	一三日	東北電力地域懇談会		
二八日	休会(一般質問)	二〇日	公有地に関する調停		
二九日	休会	二六日	郡町村議会議長研修視察		
三〇日	本会議(討論、採決)	二九日	全国町村議長大会		
十月二日	医療センター議会	三月七日	正副議長、事務局長合同研修		
		九日	医療センター議会		
		十一日	議会運営委員会		
		一六日	第四回定例会招集		
		一七日	委員会		
		一八日	本会議(一般質問)		
		一九日	本会議(一般質問、討論採決)		

議員紹介

一番	横村 福清
二番	西村 寅吉
三番	川畑 順一
四番	吉田 徳太郎
五番	中田 兼太郎
六番	田中 勝美
七番	奈沢 清美
八番	松本 勝美
九番	内藤 清美
十番	大出 勝美
十一番	東口 勝美
十二番	樋口 勝美
十三番	奥本 勝美
十四番	長本 勝美
十五番	大石 健次郎
十六番	石沢 多佳樹(議席順)